

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
1	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携</p> <p>① 【意見】 経済部と環境部のさらなる連携が必要である。</p> <p>経済活性化と環境保全は相反する目標として考えられてきた側面があるが、実際には相互に関連するものである。近年では経済活性化と環境保全を両立させるというグリーン成長という概念が主流となっており、環境問題を解決しながら同時に持続可能な経済成長を目指す取組が推進されている。持続可能な経済社会の構築に向けての取組が重要になるなか、経済部と環境部が同じ局にあり、互いに協調しながら課題解決にむけて事業を行っていくことがますます必要になってきている。</p> <p>これまでに経済部と環境部で、SDGs及び産業団地造成の経済活性化と環境保全に関して会議を行った議事録があるかどうかを市に確認したところ、「未開催のため、提示できるものはない」との回答を得た。また、経済部企業誘致推進課の企業誘致活動では、広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等と連携することはあったが、環境部と連携を行って、環境配慮型企業の誘致促進を行う等の取組を行うことはなかった。SDGsや環境保全というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというのではなく、より自主的な取組が大切であり、経済部と環境部がそれぞれの業務内容の範囲を行うだけでは十分とは言えず、両部の連携が重要になる。</p> <p>福山みらい創造ビジョンの市政運営の基盤づくりでは、簡素で効率的な組織体制を基本に、時代の変化に対応した政策の立案・実施や横断的な連携を行うことができる体制を構築するとある。令和5年度からは「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」を発足し、環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。</p> <p>市では人口減少、地域経済の縮小及び環境問題等の課題を抱えている。今後も、持続可能な経済社会の構築に向けて、経済部と環境部の互いに協調を必要とする横断的な課題が増えていくことが想定されるなか、経済部と環境部のますますの連携が必要となる。</p>	●	○					本市では「福山みらい創造ビジョン」に基づき「市民一人一人の安心な暮らしと希望が実現する都市」をめざす姿としている。各施策を総合的に推進する「新5つの挑戦」の中の「挑戦3 人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」では、「循環型地域経済の形成」「多様な働き方と新たな人の流れの創出」「環境にやさしいまちづくり」などを推進しており、経済部と環境部をはじめ関係部署と総合的な施策として推進している。具体的には、2023年（令和5年）12月に立ち上げたグリーンな企業プラットフォーム事業では、環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を、経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。引き続き連携していく。	経済総務課	2024/9/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					対応状況	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
2	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携</p> <p>② 【意見】 経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、議事録などの文書記録を残すべきである。</p>							<p>経済環境局内の連携のため、定期的に局長会を開催し、情報共有や各種案件の議論を行っている。2024年（令和6年）4月より局長会で協議した政策的案件については、協議資料に協議内容を反映させることで文書記録としている。</p> <p>また、各プロジェクトについて進捗・方向性の確認等の情報共有をしている。グリーンな企業プラットフォーム事業の運営会議や担当者会議といった連携会議では議事録を作成している。今後も重要な会議においては議事録を作成していく。</p>	経済総務課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
3	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携</p> <p>③ 【指摘】元町トライアングル広場の受動喫煙対策は関係部局が同じ認識を持ち課題解決を図る必要がある。</p> <p>市では、「福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例」（略称：福山市環境美化条例）を平成7年10月1日（令和3年12月一部改正）から施行しており、市内全域で路上喫煙をしないよう努めることとし、特に福山駅周辺部では、路上喫煙を禁止する区域を設けている。福山駅周辺部の路上喫煙制限区域は、福山駅周辺デザイン計画で示された「ウォークアブルエリア」内の道路を基本とし、福山駅前広場、福山駅北口広場が含まれる。市は「路上喫煙制限区域」の指定にあわせて、制限区域を案内する看板の設置や、路面標示を行ったり、関係団体と連携し、制限区域内で路上喫煙を防止するためのパトロールなどを行ったりして啓発活動を行っている。</p> <p>市が路上喫煙制限区域内に設置する4か所の屋外喫煙所は全て厚生労働省の構造基準を満たすものである。しかし、「ウォークアブルエリア」内の元町トライアングル広場では、煙が容易に漏れないように配慮されていない灰皿が設置されており、受動喫煙のおそれがある。</p> <p>元町トライアングル広場の周辺では多くのイベントが行われており、子どもから大人まで多くの人々が往来する場所である。喫煙は他者に対する個々の配慮義務が求められるが、子どもが多く参加するイベントのすぐ近くで大人が喫煙を行い、望まない受動喫煙が発生するおそれがある場合には、イベント主催者や施設管理者において喫煙場所を設置させるなど、対策を求める必要がある。また、令和7年には世界バラ会議福山大会が開催され、世界中から多くの関係者や観光客が福山市を訪れるなか、インバウンドにも対応した分煙環境の整備も必要である。</p> <p>元町トライアングル広場の敷地の管轄は経済部である一方で、広場の公衆便所は環境部の管轄である。このように元町トライアングル広場の管轄が経済部と環境部でわかれており、施設管理を含めたあらゆる施策について、関係部局の認識が合致しなければ、分煙環境の整備をはじめとした生活環境の改善へと繋がらないことが危惧される。</p> <p>世界バラ会議福山大会は「ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）」を推進している。「ローズマインド」は、福山の戦後復興から半世紀以上の歩みの中で誕生した言葉である。ばらを愛し育てることを通して育む「思いやり、優しさ、助け合い」の心を示し、平和、ばら栽培に必要な愛情、人やまちへの優しさなど様々な思いが込められている。「ローズマインド」の推進のなかで、公共の場における農業散布を前提としないばらの植栽など、環境に配慮したまちづくりを推進し、SDGsの達成に貢献する「ばらのまち福山」の方向性を提示するとある。それにも関わらず、他者に配慮のない公共の場での路上喫煙があるとすれば、「ローズマインド」の理念に反しSDGsの達成に貢献する「ばらのまち福山」の実践ができていないことになる。大会を通じて心を込めたおもてなしでお迎えし、大会参加者に満足していただける大会をめざすなか、関係部局が協調を図るとともに、それぞれの役割を果たしながら、元町トライアングル広場の受動喫煙対策を進めることが必要である。</p>	●	○					<p>【ウォークアブルエリア内の路上喫煙対策状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙所の整備（5箇所） ・条例周知看板、ポスター及び路面標示の掲出 ・路上喫煙防止パトロールの継続 <p>（考え方） 世界バラ会議福山大会を控えている現在、ウォークアブルエリア、特に来訪者の玄関口となる福山駅周辺においては、分煙環境を整えインバウンドに対応した快適空間の創出に取り組んできた。とりわけ、商店街関係者にも協力を求めるとともに、路上喫煙防止パトロールを継続して実施し、喫煙者に対する声掛けや喫煙所への誘導を行ってきたところであり、エリア全体では、ポイ捨てや路上喫煙者の数は、条例改正前と比べて減少した。引き続き、福山駅周辺の活性化のために開催されるイベントなどに合わせて、喫煙に対するマナーやモラル向上に向け、環境美化や受動喫煙の対策など、これまでの取組を強化して実施する。</p>	廃棄物対策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
4	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携</p> <p>④ 【意見】 経済部と環境部の契約の相手方が同一である場合、互いに連携し総合的な視点で施設の在り方を検討することが大切である。</p>	●				○		元町トライアングル広場に係る土地使用賃借や公衆便所の維持管理については、引き続き関係課と連携し、社会情勢の変化や過去の協議経過も踏まえつつ、時代に即した施設の維持管理や費用負担の在り方について検討していく。整理には期間を要する。	廃棄物対策課 産業振興課	2025/3/7
5	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 2 経済部及び環境部の連携</p> <p>⑤ 【指摘】 経済部と環境部で事務処理の経験やノウハウをこれまで以上に共有しなければならない。</p>	●		○				2023年度（令和5年度）に発生した事務処理ミスについては、2023年（令和5年）8月に再発防止に向け、原因や今後の対応策などを全庁で共有した。また、新たに補助事業を行う場合は、他部局の実施事例も参考にすることで、事務処理マニュアルやチェックリストを見直し、チェック体制を強化した。	環境総務課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※		対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課			
										20	86	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。											
6	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>①【意見】「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定すべきである。</p>	<p>SDGs未来都市計画の「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」については、SDGsの推進を掲げている「福山みらい創造ビジョン」のKPIを中心に、経済、社会、環境に関連する項目を抽出し設定している。結果として、SDGs未来都市計画の「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない。「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない具体的な例は次の通りであり、いずれも福山市の重要な課題である。</p> <p>「首都圏等から人や企業を呼び込む環境を整えること」 「人口減少・少子高齢化社会に的確に対応した施策」 「福山駅周辺のにぎわい再生などの都市基盤の整備を進めること」 「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画及び福山市総合戦略を一本化したもの）」は、2021年（令和3年3月）に策定した福山市の最上位計画であり、SDGsの推進を掲げるとともに、取組の方向性ごとにKPIと達成をめざす17のゴールを設定している。しかし、SDGs未来都市計画も独立した市の重要計画であることから、福山みらい創造ビジョンとの整合性を図りながらも、「今後取り組む課題」について「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定すべきである。</p>	●			○	<p>福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。</p>	企画政策課	2025/3/7			
7	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>②【意見】SDGs 未来都市計画には持続可能な開発目標の17ゴールをバランスよく設定することが望ましい。</p>	<p>「福山みらい創造ビジョン」のKPIでは、持続可能な開発目標の全17ゴールを設定しているのに対し、SDGs未来都市計画のKPIでは、「貧困、飢餓、ジェンダー、水・衛生、不平等、海洋資源、陸上資源、平和」の項目については目標が設定されていない。この点に関して市に問い合わせたところ、「これらの項目に関して取組をしないということではないが、SDGs未来都市計画のKPIは福山みらい創造ビジョンのKPIのうち、「多様な主体が参画し、新たな価値を創造する『持続可能なまち』の実現」に向けた先導的取組である「福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組」を進めていく上で密接に関連するKPIを抽出し設定している」旨の回答を得た。しかしこれらの項目のみを抽出する合理的な理由が見いだせないことから、SDGs未来都市計画においても、持続可能な開発目標の全17ゴールを、包括的に設定することが望ましい。</p>	●			○	<p>福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。</p>	企画政策課	2025/3/7			

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
8	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>③ 【意見】ステークホルダーにとってわかりやすく、目標に対して十分なKPIを設定することを検討する必要がある。</p>		●				○	<p>福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。</p>	企画政策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
9	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>④ 【指摘】創業のKPIの設定においては、創業件数ではなく、施策の効果を表す数値を採用すべきである。</p>	●				○		産業競争力強化法における創業の定義に基づく創業件数を抽出することが困難であるため、2026年（令和8年）福山みらい創造ビジョン改定時から、施策の効果を表す別の数値を採用していく。	産業振興課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
10	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>⑤ 【意見】 創業件数のゴールは過去の実績値を踏まえて、成功に向けて進むうえで動機づけとなるように設定しなければならない。</p>		●			○		<p>福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。</p>	企画政策課	2025/3/7
11	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>⑥ 【意見】 市民一人当たりの分配所得のゴールは、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。</p>		●			○		<p>福山市SDGs未来都市計画は、内容について内閣府と調整の上、市議会の地方創生調査特別委員会及び福山みらいづくり懇話会での意見聴取を踏まえ2023年（令和5年）8月に策定した。計画期間は2023年度（令和5年度）から2025年度（令和7年度）までであり、意見の措置については、次回（2025年度（令和7年度））の第2期計画の改定の際に検討する。</p>	企画政策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
12	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>⑦ 【意見】環境にやさしいまちづくりにつながるKPIは、ごみの排出量だけでなく、リサイクル率や最終処分量等も考慮する必要がある。</p>	●				○		一般廃棄物処理基本計画は、10年（5年に見直し）ごとに策定しており、次期計画は、2026年度（令和8年度）からの5年間とする予定としている。2025年度（令和7年度）に、次期計画を策定時にリサイクル率及び最終処分量の目標設定をしていく中で検討する。	廃棄物対策課	2025/3/7	
13	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>⑧ 【意見】事業者から排出される廃棄物についてもKPIの設定を検討することが望ましい。</p>	●				○	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、当該事業場に係る産業廃棄物の減量等の計画や、その実施状況について、本市に報告する義務があり、これらの内容は、本市のホームページにおいて公開している。このように、産業廃棄物の排出量の大半を占める多量排出事業者に対しては、自主的な減量化等の取組が義務付けられているため、本市独自のKPIの設定は行っていない。なお、市に処理責任のある事業系一般廃棄物については、引き続き、2023年（令和5年）に策定したSDGs未来都市計画のKPI達成に向け、福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、多量に排出する事業者から減量計画書の提出を受け、立入等を実施する中で、排出量の削減を含めた廃棄物の適正処理について指導している。	廃棄物対策課	2025/3/7		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					対応状況	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
14	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 3 SDGs 未来都市計画</p> <p>⑨ 【意見】再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減について、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。</p>		●					○	<p>第二次福山市環境基本計画（第2期計画）において、密接に関連している二酸化炭素排出量削減や再生可能エネルギー導入の目標については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を踏まえ、国の削減目標や関連する計画などと整合を図った算定としている。</p> <p>これらの目標達成に向けては、市民、事業者、行政が一体となって、環境基本計画に基づいた様々な取組を推進し、温室効果ガス排出量や再生可能エネルギー導入容量などを分析する中で、カーボンニュートラルの実現に向け、効果的な施策を構築していく。</p>	環境総務課	2025/3/7
15	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進</p> <p>① 【指摘】SDGs推進会議を開催し、福山市の重要施策を協議・決定していく必要がある。</p>	●					○	<p>2024年（令和6年）5月21日に「SDGs推進会議」を開催し、今年度の取組について議論した。また、同年7月23日にも、昨年度のSDGs推進の取組の実績等について報告するため開催した。今後も適宜会議を開催していく予定である。</p>	企画政策課	2024/9/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日						
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課							
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13									
16	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進</p> <p>② 【意見】SDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討すべきである。</p>							<p>福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」においてSDGsの推進を掲げ、SDGs未来都市計画を策定するなど、SDGsに関連する業務が増加している。このような状況のなか、企画財政局企画政策部企画政策課が全体統括を担いつつ、SDGs関連施策を推進することは大きな負担となる。現状ではSDGsの推進については企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容に直接的には列挙されていない。</p> <p>令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、地方自治体の体制づくりとして、部局を横断する推進組織を設置すること、執行体制の整備を推進することを掲げている。実際に先進的な他自治体ではSDGsを推進するための専門部署を設置して、SDGsの普及啓発を積極的に行っている。「福山みらい創造ビジョン」に記載のとおり、「地域や企業にSDGsの理念を浸透させ、多様な主体との創意工夫の下、新たな価値が創造される持続可能なまちづくりを進めていく」にあたって、これまで以上のSDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討すべきである。</p>	●	○				<p>本市では、2023年（令和5年）5月に「SDGs未来都市」に選定され、同年8月に「福山市SDGs未来都市計画」を策定した。今後、本市の2030年（令和12年）のあるべき姿である“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」”の実現に向け、SDGsに係る取組を推進していく体制として、2024年度（令和6年度）の組織改正において、企画財政局企画政策部企画政策課にSDGs未来都市担当課長及びSDGs推進担当を配置し、同課の事務分掌に「SDGsの推進に関すること。」を追加した。</p>	総務課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
17	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進</p> <p>③ 【意見】 庁内職員向けセミナーの参加者を増やして庁内全体でSDGsを推進していくことが大切である。</p>	<p>「福山みらい創造ビジョン」に記載のSDGsの基本的考え方である「誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、コロナ禍で懸念される格差拡大の抑制を図るとともに、地域において人の交流が活発で、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の構築に取り組みます。」という内容は、庁内の特定の部署に限定したのではなく全庁的に関連する内容である。</p> <p>庁内職員向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が111名、令和4年度が120名であり参加者の中心は若手職員である。令和4年度の福山市職員数は4,000人超であることからすると、令和3年度と令和4年度ともに3%程度の職員がセミナーに参加したことになる。全庁的に重要なテーマであるSDGsの啓発に関するセミナーには、より多くの参加が望まれる。また、これまでの参加者の中心は若手職員であったが、SDGsの考え方はあらゆる年齢のすべての人々に関係するものであり、ベテラン職員の積極的な参加が望まれる。</p>	●	○				<p>2023年度（令和5年度）は、次のとおり庁内職員向けの研修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年（令和5年）12月20日に、福山市立大学の上別府教授によるSDGsに関するワークショップを職員向けに開催した（参加者23名）。 ・2024年（令和6年）2月5日に、副市長を含む幹部職員を対象に研修を実施した（参加者21名）。 ・2024年（令和6年）2月14日～3月4日に、一般職員向けの研修を動画配信にて実施した（参加者1,101名）。 <p>2024年度（令和6年度）は、次のとおり庁内職員向けの研修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年（令和6年）7月30日に、SDGsデジタルプラットフォームの活用研修を実施した（参加者30名）。 ・2024年（令和6年）10月11日～31日に、SDGsに関する基礎的な研修を動画配信にて実施した（参加部署67）。 ・2024年（令和6年）12月18日に、福山市立大学の上別府教授によるSDGsに基づく政策形成研修を実施した（参加者24名）。 <p>今後とも、2024年（令和6年）2月14日付けで発出した事務連絡「SDGs推進に向けた取組について（通知）」に基づき、全職員がSDGsを意識して業務にあたることのできるよう研修等を実施する予定である。</p>	企画政策課	2025/3/7	
18	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 4 SDGsの推進</p> <p>④ 【意見】 企業向けセミナーの参加者を増やしてSDGsの啓発や企業との連携を強化することが重要である。</p>	<p>SDGsの基本的考え方にパートナーシップがあり、多くのステークホルダーとの連携が不可欠であるなか、SDGs推進にあたって企業との協働は重要である。しかし、これまでは市と企業が連携する機会が必ずしも多かったとはいえない。令和5年度中に構築予定の「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」において、各企業のグリーンな先進事例や優良事例の情報発信のほか、セミナーや異業種交流会の開催、新たな商品開発・技術開発につながるプロジェクトの創出を行うことが期待されているところである。</p> <p>企業向けのセミナー参加者の実績は、令和3年度が55名、令和4年度が57名、令和5年度が19名であり参加者の増加には至っていない。令和5年度のセミナー参加者が減少しているのはワーク形式のセミナーであり、セミナーのレベルが一段階上がったことに起因する。今後は福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けたデジタルプラットフォームを構築するなかで、ますますの官民連携の強化が期待されるなか、企業向けのセミナーの参加者を増やしていくことが重要である。</p>	●	○				<p>2023年度（令和5年度）に官民連携で構築した「グリーンな企業プラットフォーム」により、SDGsの考え方を含む企業向けシンポジウムを2024年度（令和6年度）9月に開催し、約60人の参加があり参加者も増えている。さらに、2025年1月にセミナーを、2月にシンポジウムを開催するなど、引き続きグリーンな取組を通じて企業への啓発を図る。</p>	産業振興課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
19	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 5 関連費用の予算・決算額</p> <p>① 【意見】環境対策費の予算額・決算額について、事業効果を把握していただくことが望ましい。</p>		●	○				環境対策費の施策や事業の実施に当たっては、市民ニーズや社会経済状況、国の動向等を踏まえ、より事業効果の高いものを予算化することとし、決算時には、評価・検証をした上で、次年度の執行等につなげている。省エネ家電買替支援事業については、2024年（令和6年）に福山みらいづくり懇話会において、外部委員による事業評価を行い、その内容について、地方創生特別委員会で議論した。	環境総務課	2025/3/7	
20	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 6 附属機関</p> <p>① 【意見】女性の選任率については、30パーセント以上となるよう努めるべきである。</p>	<p>市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めるものとする。「女性の選任率については、男女の数が均衡するよう努めるものとするが、当面、30パーセント以上となるよう努める。」と規定されている。</p> <p>女性の選任率については、30パーセント未満の監査対象経済部附属機関等は7機関、監査対象環境部附属機関等は1機関であった。</p> <p>持続可能な開発目標の17ゴールの一つに「ジェンダー」があり、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」とある。また、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、国でも審議会等の女性委員の割合について30パーセントを達成することを目指している。「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に引き続き努める必要がある。</p>		●	○			<p>【ふくやまブランド農産物推進協議会】 2024年度（令和6年度）の依頼時に、女性委員の積極的な選任を依頼している。</p> <p>【福山市園芸センター運営委員会】 2024年度（令和6年度）委員の総数11名（女性委員5名） 女性委員の割合45.5% 女性選任率は30%以上を達成している。</p> <p>【福山市地球温暖化対策協議会】 協議会委員の推薦にあたっては女性委員の積極的な選任を依頼している。現協議会委員については、2024年（令和6年）8月に選任を依頼した際、女性委員の積極的な推薦を依頼した。</p>	農業振興課 環境総務課	2025/3/7	
						○		<p>（措置予定） 【福山地方卸売市場流通対策協議会】 2025年度（令和7年度）の依頼時に、女性委員の積極的な選任を依頼する予定である。</p> <p>【福山市地産地消推進協議会】 2025年度（令和7年度）の依頼時に、女性委員の積極的な選任を依頼する予定である。</p>	農林水産課	2025/3/7	
							○	<p>【福山市大規模小売店舗立地審査委員会議】 【福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議】 【福山市農業振興地域整備促進協議会】 関係する機関の代表者で構成されていることから、任意に女性委員の選任を進めることが難しい状況である。</p>	産業振興課 農業振興課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
21	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論）</p> <p>6 附属機関</p> <p>② 【指摘】市民公募委員を募集し、市民の多様な意見を市政に反映させなければならない。</p> <p>監査対象の経済部附属機関では全ての附属機関において市民公募委員は無であり、監査対象の環境部附属機関では「福山市廃棄物減量等推進審議会」のみが市民公募委員について有となっている。</p> <p>「福山みらい創造ビジョン」では、市政運営の基本は「現場主義の徹底」という運営方針のもと、「市民の声を政策に反映」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、「共創」というテーマのもと、「まちづくりの主角である市民一人一人が活躍できる環境づくりや市民の声を政策立案に生かす取組を行います。」とある。</p> <p>市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「市民参加の促進と広く市民意見を反映するために、公募による委員の選任に努めるものとする。」と規定されている。</p> <p>専門的な知識を必要とする場合等の特段の事情があれば、市民公募委員を募集しない合理的な理由があるといえる。しかし、そのような特段の事情がない場合には、「福山みらい創造ビジョン」及び「附属機関等の設置等に関する指針」にあるように市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の知恵と力を活かしていく市民参加型行政を進めるために市民公募委員を募集するべきである。</p>	●	○					<p>【福山市大規模小売店舗立地審査委員】</p> <p>専門的見地から意見をいただく必要があるため、警察署の交通課長など関係機関の役職者や、専門的知識を有する大学などに委嘱しており、市民公募委員は募集していないが、大規模小売店舗を立地するにあたり公告・縦覧を行うとともに、審査委員会を行う前に、事業者が住民説明会を実施し、住民意見を反映するよう努めている。</p>	産業振興課	2025/3/7
								<p>【福山市地産地消推進協議会】</p> <p>【ふくやまブランド農産物推進協議会】</p> <p>【福山市園芸センター運営委員会】</p> <p>委員の市民公募に係る規約の改正、公募・選考の方法について2025年（令和7年）9月末を目途に検討する。</p> <p>【福山市環境審議会】</p> <p>審議会の委員は条例により「学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。」と定めている。現委員の改選時期（2025年（令和7年）11月）を目途に、委員の市民公募について検討する。</p> <p>【福山市地球温暖化対策協議会】</p> <p>協議会の委員は要綱により「関係行政機関、地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、金融機関、学識経験者、そのほか目的を達成する上で市長が特に必要と認める者で構成する。」と定めている。現委員の改選時期（2026年（令和8年）8月）を目途に委員の市民公募について検討する。</p> <p>【福山市路上喫煙防止対策協議会】</p> <p>委員の総数12名</p> <p>協議会の委員は、専門的知識を有する福山市医師会をはじめ、路上喫煙を禁止とする路上喫煙制限区域内で影響がある自治会・商店街等の市民団体や大学生等、多様な意見を反映できる委員構成としている。現委員の改選時期（2025年（令和7年）7月）を目途に委員の市民公募について検討する。</p>	農林水産課 農業振興課 環境総務課 廃棄物対策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況		公表日	
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
								<p>【福山地方卸売市場流通対策協議会】 審議される内容が地方卸売市場における生鮮食料品等の流通に関することであって専門的な分野や経験が必要な審議内容であることから、市民公募委員を募集していない。</p> <p>○【福山市地域農業経営基盤強化促進計画推進会議】 【福山市農業振興地域整備促進協議会】 審議される内容が個人に直接影響することから公募委員が審議するのに適さないと考える。専門的な分野や経験が必要な審議内容であることから、市民公募委員を募集していない。</p>	農林水産課 農業振興課	2025/3/7	
22	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金</p> <p>① 【意見】 補助金の適正化推進のため、ガイドラインの作成を検討すべきである。</p>	<p>補助金は直接的な反対給付を伴わない支出であり、公益上の必要性から不特定多数の利益の増進に寄与することが求められており、その効果に対しては市民の理解が得られるものでなければならない。</p> <p>市では今後財政が厳しくなることが予想されるなか、補助金について定期的に検証及び見直しを行っていく必要があり、補助基準の明確化や公平性の担保を図っていくことで、市民への説明を果たさなければならない。</p> <p>市では補助金交付規則により、補助金交付に必要な事項が定めてあり、補助金交付事務を適正に行っていくことは当然のことである。しかし、補助金のガイドラインはなく、市としての補助金に対する統一な考え方が明確になっていない。補助金の公益性・公平性を確保し、適正化を推進していくために補助金のガイドラインの作成を検討すべきである。</p>						● ○	補助金に対する統一な考え方を明確にするとともに、検証・見直しを継続的に実施することで補助金の適正化を図っていくため、補助金適正化ガイドラインを策定し、2025年（令和7年）3月21日に福山市ホームページで公表した。	財政課	2025/4/30
23	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金</p> <p>② 【指摘】 補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。</p>	<p>補助金は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。</p> <p>補助金の要綱がないまま補助金を交付する場合、支給の根拠、趣旨及び目的等が明確でない状態で補助金を交付するおそれがある。この場合、補助金交付の趣旨が公平で公益であるかどうかを慎重に吟味されない可能性がある。仮に市民全体の利益にならず、特定の団体等に利益を図る目的で補助金交付が行われるとすれば問題である。</p> <p>監査対象の環境部補助金では全て補助金の要綱が作成されていた一方で、経済部補助金では団体への補助金等で要綱が作成されていなかった。経済部では補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。</p>						● ○	指摘のあった経済部の補助金について交付要綱を策定し、2024年（令和6年）7月に、経済部・環境部の全ての補助金について交付要綱策定済みであることを確認した。 なお、全庁の補助金交付要綱の策定状況を調査し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明記した要綱の整備に取り組んでいる。	経済総務課 財政課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	※ 対応状況						措置等内容	所管課	公表日	
		区分	指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中				措置しない
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	57	20	20	13			
24	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 7 補助金</p> <p>③ 【意見】補助金の効果について、事前の予測及び事後の検証を十分に行う必要がある。</p>	<p>補助金の支出が効果的に行われていれば、経済活性化や環境保全に有効な対策となる。しかし、補助金は長年にわたり特定の団体等に交付され続けることによって既得権益化しやすい一面があり、この場合交付団体の自立化をかえって遠ざけることになるおそれがある。このため、補助金交付を行うことでどのような効果が見込まれるのかを事前に十分に予測することが大切であり、補助金交付後においては予測されていた効果が実現できたかどうか検証することが必要である。</p> <p>経済部と環境部の補助金について確認したところ、長年補助金が定額の渡し切りで支払われており、補助金の効果の検証が十分に行われていないため、補助金の効果の事前の予測及び事後の検証が適切に行われるよう、今後の改善が望まれる。</p> <p>本来は、補助金交付団体の財務状況が良好で自主財源だけでも活動を行っていくことが可能であれば、市の補助金交付の必要はないと思われる。そのためには補助金交付の際に決算書や収支報告を入手して、詳細な実績報告を精査しなければならない。仮に団体の財務状況が良好でなく補助の必要性があったとしても、補助金は必要最小限にとどめるべきであり、団体が補助金に依存することがないように常に検証していくべきである。</p>			●	○			<p>経済部の所管する指摘の補助金について、2024年（令和6年）7月からの令和7年度予算編成において、引き続き予算を要求する全ての補助金について、事後（これまで）の検証を行った上で、事前の予測として、成果指標の設定を行った。また、新たに予算を要求する補助金についても、同様に成果指標の設定を行った。</p> <p>環境部においては、長年補助金が定額の渡し切りで支払われた事案について該当はなく、補助金額は実績に基づき交付決定している。</p>	<p>経済総務課 環境総務課</p>	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	※ 対応状況						措置等内容	所管課	公表日
		区分	指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	57	20	20	13		
25	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約）</p> <p>① 【意見】 随意契約の見直しのためガイドラインの作成を検討することが望ましい。</p>	<p>現状では財務会計事務ハンドブックがあり、それに従い随意契約の事務手続を進めているところである。随意契約を締結する際に手続きの明確化を図りながら適正な契約を確保することは当然のことである。</p> <p>経済部と環境部の随意契約一覧表を過去3年分入手して確認したところ、共通して次のような検出事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者のみの随意契約が多い。 ・2者以上から見積書を徴していない随意契約が多い。 ・随意契約から入札や公募による契約への変更のための点検が行われておらず、随意契約の割合が高い水準のままである。 ・長年にわたって同一の委託先と同一金額で随意契約をしており、競争性が発揮されていない。 ・業務内容に精通していることのみを理由として随意契約者を限定している。 ・障害者施設等の特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）をより積極的に行う必要がある。 ・特定の団体と多くの随意契約を締結しており、当該団体への依存度が高い。 ・市内に複数の契約相手先があるにもかかわらず、特定の2団体と毎年見積合わせを行っている。 <p>地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であること、随意契約は例外であることを改めて認識し、随意契約が安易に行われることなく適正に執行されるよう、福山市の標準的な解釈やより具体的な指針を作成することは有用である。全国的にみても随意契約の見直しを行い入札や公募による契約を拡大することを目指すなかで、随意契約ガイドラインを作成する地方自治体が増えている。市政運営の基本方針にあるように、成果主義の徹底の考え方のもと最小の経費で最大の効果を発揮できるような契約となるように常に随意契約は見直しを行わなければならない。随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要がある。随意契約ガイドラインを策定することを検討することが望ましい。</p>	●				○	<p>地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であり、随意契約は例外であることを再認識する必要がある。随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要があるが、既存ハンドブックにおいて、ガイドラインに相当する内容の「随意契約の意義」、「随意契約の要件」等が既に記載してあるため、ガイドラインの策定は行わない。</p>	建設政策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						※ 対応状況		公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。									
26	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約）</p> <p>② 【意見】 随意契約の結果について積極的に公表することを検討する必要があります。</p>	<p>契約担当課へ確認したところ、特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）及び随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事について、結果が公表される。特定随意契約は市のホームページで公表しているが、250万円を超える工事の公表の内容はホームページではなく、市の市政情報室において紙ベースで公表されるのみである。その他の随意契約については、法令で定まっていないため、公表はしていない。</p> <p>市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」における市政運営の基本に「情報発信」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、行政のデジタル化として「市民の利便性の向上やサービスの充実、行政内部事務の効率化・スマート化の実現のため、デジタル技術の積極的な活用による行政のデジタル化を進める」とある。デジタル技術の発達により、随意契約の結果をホームページで公表することは以前よりも容易になっている。</p> <p>福山市が競争性・公平性・透明性の確保の向上に努めていくのであれば、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、積極的にホームページ上で一定価格を超える随意契約の結果を公表することを検討する必要がある。</p>						<p>本市においては、随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事の契約の内容について、市政情報室及び建設政策課契約担当窓口で紙ベースで公表しているが、競争性・公平性・透明性の確保のさらなる向上のため、2024年度（令和6年度）からは、随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事についてもホームページでの公表を実施している。</p>	建設政策課	2025/3/7
27	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約）</p> <p>③ 【意見】 重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。</p>	<p>市では通常の随意契約において、契約の相手方の決算書等を入手するような定めはなく、重点政策に関する事業や高額契約の事業でも契約の相手方の経営状況を把握していない契約が多く存在した。万が一、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業がストップすると、市民や関係者をはじめとするステークホルダーへの影響が大きい。広島県では学校給食会社の破産により、学校給食の提供が突然ストップした問題を受けて、価格だけでなく経営状況を踏まえて業者を選定する方針を決めた。今後は、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は、委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。</p>						<p>本市の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格認定の申請時には、経営状況や納税状況を審査し同審査を経た者を登録業者としている。また、2024年（令和6年）11月に「福山市委託契約事務の手引」に契約相手方の経営状況を審査する旨を定め、登録業者以外の者を対象として、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業の委託先を決める場合においても、経営状況の審査について決算書類等の提出を求め確認することとしている。</p>	建設政策課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
28	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約）</p> <p>④ 【意見】 プロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。</p> <p>経済部と環境部の契約を確認したところ、プロポーザル方式で多くの業務委託を行っていた。プロポーザルの評価委員会の構成については、福山市職員のみで構成されており、外部委員を取り入れていない契約が多数存在した。プロポーザルの評価委員会は外部委員を取り入れることで、公正性・透明性及び客観性が担保されるものであり、福山市職員のみでプロポーザルの評価委員会を構成しているとするれば、外部の公正な意見が反映されているような状況にない。</p> <p>市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」では、「市政運営の基盤づくり」の「組織の総合力の強化」として、「多様な行政課題に果敢に挑戦し、多様な行政課題に果敢に挑戦し、情勢の変化に対応できる職員を育成するとともに、強化すべき分野に外部の専門人材を活用する」とある。また、「市政運営の基盤づくり」の「連携」では、「備後圏域の中核都市として、圏域内の市町や産学官民との連携により、圏域の一体的な発展をけん引する」とある。</p> <p>令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、「地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決をより一層推進することが期待されている」とあるように、地方自治体が外部のステークホルダーと連携することがますます必要になっている。</p> <p>「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めるように記載されている。プロポーザル方式の外部委員としては、学識経験者や専門的な知識を有する者等が想定され、評価の客観性や専門的な見地から公正な立場で審査することが期待される。今後はプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。</p>							<p>（産業振興課）2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、受注者の特定を決定する際に、公平性・透明性を確保する目的から、審査会に外部委員を取り入れた。</p> <p>（「備中備後ジャパンデニムプロジェクトPR事業業務委託」のプロポーザル方式の審査を9/10に実施済み）</p> <p>（農林水産課・農業振興課）2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、受注者の特定を決定する際に透明性を確保する目的から市職員以外の者（専門的な知識を有する者）からの意見を参考に実施した。</p> <p>（「道の駅アリストめまぐまの再整備検討に係る調査等業務委託」のプロポーザル方式の審査を4/30に実施し、観光コンベンション協会事務局長を審査に加えて意見を聴取した。「備後フィッシュフェス及び備後福山ワインフェス企画・運営業務委託」はプロポーザル方式の審査を7/22に実施し、福山商工会議所の産業係長を審査に加えて意見を聴取した。）</p> <p>（環境部）プロポーザル方式による業務委託を行う場合は、適切な意思決定ができるよう、2025年度（令和7年度）からは、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めることとした。</p>	産業振興課 農林水産課 農業振興課 環境総務課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
29	<p>第3章 監査の指摘及び意見（総論） 8 契約（随意契約）</p> <p>⑤ 【指摘】 プロポーザル方式を実施する場合、議事録を残す必要がある。</p>	●		○				2024年度（令和6年度）から、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき議事録を作成し審査の過程の記録を残している。業者選定における公平性・透明性を引き続き確保する。	産業振興課 農林水産課 農業振興課 環境総務課	2025/3/7	
30	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-1 福山市産業振興アクションプラン</p> <p>① 【意見】 新規計画を策定する際には、前期計画や施策について事後評価を行い、新規計画に反映させるべきである。</p>	●		○			（措置予定）2026年（令和8年）の産業振興アクションプラン策定時に、福山市産業振興ビジョンを含めたこれまでの取組の評価を行うとともに、その結果等をホームページ等で公表していくこととする。	産業振興課	2025/3/7		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
31	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-1 福山市産業振興アクションプラン</p> <p>② 【意見】計画の推進体制を明確にしたうえで、計画の進行管理を記録し保存すべきである。</p>		●		○			（措置予定）2024年（令和6年）の産業振興アクションプラン修正時に、計画の推進体制を明確にしたうえで、計画の進行管理を記録し保存することとする。	産業振興課	2025/3/7
32	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業</p> <p>① 【指摘】業務委託契約時において、受託者の計算書類等を入手し、財務状況等について確認すべきである。</p>		●		○			2024年度（令和6年度）の業務委託契約を締結するに当たり、受託先の財務状況を確認したところであり、今後も定期的に財務状況を確認することとする。	産業振興課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
33	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業</p> <p>② 【意見】業務委託契約は、一者随意契約の形式が採用されているが、長期的に安定して運営するという視点で契約方法を検討していただきたい。</p>							<p>福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizの運営業務委託契約は、一者随意契約となっている。これは、一般財団法人備後地域地場産業振興センターに委託されていた時期も含めた6年間で、他の産業支援機関や関連事業者と連携した相談体制が構築できており、事業者に対して支援を行う際には、これらネットワークは必要不可欠であることから、仮に株式会社タウル以外の事業者が受託することとなった場合には、その連携による事業の拡がりに支障が生じ、本事業の目的を十分に達成できないことが懸念される、という理由から、地方自治法施行令第167条の第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」として整理されている。</p> <p>確かに、他の産業支援機関等との連携は事業者を総合的に支援していく上で重要な要素であり、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizとして、継続的にサービスを提供できる体制を維持しなければならない。しかし、現在の業務委託先は、市の出資団体である一般財団法人備後地域地場産業振興センターではなく、民間企業となっている。福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizは一時的なものではなく、長期間安定的に質の高いサービスを提供する必要があり、その点ではプロポーザル方式随意契約などを採用し、複数の業者により競争の原理を働かせて、長期的にサービスの質を維持する体制を構築すべきではないかと考える。また、他の産業支援機関等とのネットワークは、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizとして構築されるべきものであり、業務委託先である民間企業と構築されるべきものではない。</p> <p>福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizを長期的に安定して運営するという視点で、契約方法について検討をしていただきたい。</p>	産業振興課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
34	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業</p> <p>③ 【意見】市の事務を業務委託した場合における許可等に関する考え方について、統一した運用をする必要がある。</p>		●		○			<p>（措置予定）市の施設を使用した業務委託をする場合には、契約書（仕様書）において業務実施場所を明記していく。なお、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業については、2024年度（令和6年度）から業務委託契約書に業務実施場所を明記した。</p> <p>市の事務を業務委託して、市の施設を業務委託場所として使用させる場合の目的外使用許可等に関する考え方について、2024年度（令和6年度）末までに、全庁的に統一した運用となるよう周知していく。</p>	産業振興課 資産活用課	2025/3/7
35	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業</p> <p>① 【意見】補助金の趣旨や補助率等の条件を明確にしたうえで、補助金の効果を評価する必要がある。</p>		●		○		<p>2024年度（令和6年度）、補助金の趣旨等を規定した備後地域地場産業振興センター振興事業補助金交付要綱を作成した。個々の事業の評価のあり方については、2025年度（令和7年度）以降、地場産業振興センターと協議していく。</p>	産業振興課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
36	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業</p> <p>② 【意見】 出資団体に対する市の関与方針を策定する必要がある。</p>	<p>地場産業振興センターは市の出資団体であり、市からは補助金や負担金等の多くの財政的関与を行っている。しかし、このような出資団体に対して、どこまで関与するかについては不明確となっている。</p> <p>市の出資団体等のいわゆる第三セクターに該当する法人は、産業振興等、公益性が高い事業を実施しており市における重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。現在、出資団体の関与については主に指導監督を行う担当課で判断されているが、基本的な考え方を整理し方針として示すことで出資団体の指導監督を行う担当課の判断基準を明確化し、出資団体への関与について統一化を図る必要があると考える。</p> <p>出資団体への市の関与方針としては、まず基本的な方針として、出資団体は原則として市から独立した事業主体あり、経営責任は経営者にあるとしたうえで、どのような団体の経費について公的支援を行うのか、経営が悪化した場合の財政支援を行う条件等を定める必要がある。具体的な関与方針としては、補助金や委託料、貸付金などの財政的支援の方針、役員就任や職員の派遣などの人的関与の方針等を定めることや、出資団体の経営状況、財務状況を分析し、出資団体が実施している事業の意義や採算性に関する分析・評価を行い、今後の方針を確認するなど、出資団体に対する定期的なモニタリング手法についても規定することが考えられる。</p>	●				○	<p>出資団体については、団体毎に求められる役割や機能、事業内容、規模等が異なるため、統一的な基準の策定は困難であり、引き続き、所管課において、各団体の目的に応じた本市が求める事業成果が出ているかを確認する中で、必要な指導監督を行っていく。</p>	総務課	2025/3/7
37	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業</p> <p>③ 【指摘】 地場産業振興センターの今後の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>現在、地場産業振興センターの財務状況は厳しい状況にある。設立当初から外部環境が大きく変化し、会費収入や事業収益が年々減少しており、市からの補助金等が経常収益の大半を占めている。さらに、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizが株式会社タウルへの業務委託という形式に移管したことにより、法人の事業規模も縮小化しているなど、長期的に収入の悪化傾向にあり、深刻な経営状態の悪化を引き起こしている。</p> <p>早急に補助金頼りの運営から脱却する必要があり、金銭的な支援を行うよりも、経営健全化の方針や計画の策定及びその推進を促す必要がある。</p> <p>また、資産の大半が不動産であり、現預金の残高が少なくなってきたことから、近い将来資金繰りが難しくなることも予想される。さらに、建物も老朽化していることから、大規模修繕や建替え等大きな支出がいずれ必要となるが、この改修資金の積立が全くできていない状況にある。そのような状況を把握しているのであれば、今後どのように資金繰りを行っていくのか、改修費をどのように捻出するのか等、具体的な方針や対策について早い段階で確認する必要がある。</p> <p>近年、他の自治体では財務状況の悪化や施設の老朽化を理由に地場産業振興センターを解散するケースも相次いでいるが、福山市や備後地域における地場産業振興センターの役割を明確化した上で、現在の財務状況等を踏まえ、今後の在り方を検討していただきたい。</p>	●				○	<p>2025年度（令和7年度）以降、地場産業振興センターと今後の在り方を協議していく。</p>	産業振興課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
38	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-4 中心市街地活性化事業費補助事業</p> <p>① 【意見】 補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確にし、補助金の効果を把握する必要がある。</p>	●	○					2024年度（令和6年度）、補助金の目的等を規定した中心市街地活性化事業費補助金交付要綱を作成した。	産業振興課	2024/9/27	
39	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-4 中心市街地活性化事業費補助事業</p> <p>② 【意見】 同様の趣旨の補助事業は統廃合の検討が必要であり、商店街が競争力をつけるためには本当に必要な事業に予算を集中すべきである。</p>	●	○					中心市街地活性化事業費補助金については、2024年度（令和6年度）に補助金要綱を作成し、趣旨や算定根拠等を明確にした。この補助金は、中心市街地全体の活性化を目的とするものであり、個々の商店街の魅力の増進と賑わい創出を目的とする商店街活力向上事業費補助金とは、趣旨が異なっており、それぞれの事業として実施する必要があると考えている。	産業振興課	2025/3/7	
40	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業</p> <p>① 【指摘】 補助対象者が補助要件を充足していることを確認した資料を指定されたファイルに保存する必要がある。</p>	●	○					補助金交付申請時に提出を求めている構成員名簿及び定款、会則、規約等の書類については、2024年（令和6年）1月に指定ファイルに保存した。	産業振興課	2024/9/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
41	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業</p> <p>② 【指摘】 補助金にかかる消費税の取り扱いを規則や要綱等に規定する必要がある。</p>	●		○				2024年度（令和6年度）、補助金交付要綱を改訂し、消費税額等の取扱いを規定した。	産業振興課	2024/9/27	
42	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-5 商店街活力向上事業費補助事業</p> <p>③ 【意見】 交付申請の合計額が予算を超えている場合の交付金額の決定方法について、検討の余地があると考えられる。</p>	●		○			2024年（令和6年）4月に、補助金交付要綱を改訂し、交付申請の合計額が予算超過した場合、各申請者の補助申請額を一定の割合で乗じ、予算の範囲内で交付決定するものとして規定した。また、上記に基づき補助申請額を一定の割合で乗じたうえで交付決定を行い、後日事業計画の変更により補助対象経費が減額となった場合は、交付決定時と同様の方法により補助額を算出するものとして規定した。補助対象事業の選定方法については、要綱に規定したとおり、商店街活性化の事業目的に沿うものについて選定する。	産業振興課	2024/9/27		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
43	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-6 中小企業等SDGs推進事業補助事業</p> <p>① 【意見】SDGs認定事業者であることを補助対象事業者の要件とすることも考えられるのではないかと。</p>	●	○					2023年度（令和5年度）「環境への配慮」「女性・障がい者・高齢者等の雇用促進」「働きやすい職場環境の整備」といった、社会や人にやさしい取組を行う、グリーンな企業チャレンジ宣言制度を創設した。本制度は福山市SDGs推進宣言を兼ねたものであり、当該補助金の交付要件として2024年度（令和6年度）から「グリーンな企業チャレンジ宣言を申請している者」を追加した。	産業振興課	2024/9/27	
44	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業</p> <p>① 【意見】商工会議所及び商工会への補助金について、算定根拠を明確にすべきである。</p>	●	○					2024年度（令和6年度）、対象事業等を規定した補助金交付要綱を作成し、算定根拠を明確にした。	産業振興課	2025/3/7	
45	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業</p> <p>② 【意見】神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地について、適正な賃借料に対して補助金を支給すべきである。</p>	●	○					神辺商工文化センター運営費補助については、2024年度（令和6年度）、補助金の趣旨、対象事業等を規定した補助金交付要綱を作成し、算定根拠を明確にした。賃借料については、近隣の駐車場料金を参考に適正であることを確認した。	産業振興課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
46	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業</p> <p>③ 【意見】 神辺商工文化センターに対する補助金の必要性について、神辺商工文化センターの在り方も含めて再度検討していただきたい。</p>		●			○		神辺商工文化センターの今後の在り方について、2025年度（令和7年度）に方向性が示せるように神辺町商工会と協議を続けていく。	産業振興課	2025/3/7	
47	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-8 旧福山産業会館</p> <p>① 【指摘】 行政財産の使用料減免理由について、明確化すべきである。</p>	市の行政財産である旧福山産業会館をシルバー人材センターに無償で使用させていることについて、担当課にヒアリングしたところ、福山市行政財産の使用料に関する条例第6条第1項が根拠との回答を得たが、当該使用料を減免することができるケースとして規定されている同項第1号～第4号のどれにも該当していなかった。旧福山産業会館を同条例第6項第5号（その他市長が特別の理由があると認めるとき。）を根拠として無償で使用させるのであれば、特別な理由を明示して、適切な手続きをとる必要がある。	●		○		使用料の減免に当たっては、高齢者の雇用の安定に関する法律により設立された公益法人であることを理由として、福山市行政財産の使用料に関する条例第6条第1項第5号の規定により減免を行うこととした。また、上記理由は行政財産目的外使用許可に係る起案に明記することとし、2024年度（令和6年度）分の使用許可に係る起案から記載している。	産業振興課	2024/9/27		
48	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-8 旧福山産業会館</p> <p>② 【意見】 旧福山産業会館にかかる経費について、より適切な費目で予算を計上することを検討していただきたい。</p>	現在、旧福山産業会館の運営は、電気代や施設管理業務及び清掃業務の業務委託料等の施設の維持管理に多大な経費が発生しているが、シルバー人材センターには無償で使用させており、その他の収入もほとんどない状況にある。また、施設管理業務及び清掃業務の業務委託はシルバー人材センターと随意契約を締結しており、旧福山産業会館は実質的にシルバー人材センターのために維持されているといえる。旧福山産業会館にかかる経費は、「商工総務費」として予算が組まれているが、シルバー人材センターの運営支援を行うのであれば、その目的を示した事業として予算を組む必要があると考える。シルバー人材センターの運営支援は高齢者支援課が行っており、「老人福祉費」等の費目に計上することを検討していただきたい。	●			○	旧福山産業会館の維持・管理については、産業振興に関する事務を所管する部署が行っており、これまでも適正な予算費目に計上している。	産業振興課	2025/3/7		
49	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策</p> <p>① 【指摘】 預託金を運用した融資実績を十分に把握し、その事業効果を検証すべきである。</p>	生活安定資金融資資金及び住宅資金貸付資金については、新規貸付及び回収実績があるが、担当課にその融資実績について確認したところ、過去の融資実績が十分に把握されていなかった。預託金は資金拘束を伴うものであり、その資金は効率的かつ効果的に利用されなければならない。そのため、預託金を運用した融資実績を担当課において把握し、その情報を分析したうえで事業効果を検証しなければならない。	●		○		「融資実績の報告等」については、2024年（令和6年）4月1日に改正又は制定した各融資制度要綱により定め、それに基づき毎年度取り交わす覚書にて定期的に報告を受け、事業効果の検証を行うこととした。 （改正） 福山市労働者生活安定資金融資制度要綱 福山市NPO活動支援融資制度要綱 （制定） 福山市住宅建設資金融資制度要綱 福山市労働会館運転資金融資制度要綱 福山市医療生活協同組合運転資金融資制度要綱	産業振興課	2024/9/27		

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
50	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策</p> <p>② 【意見】 預託金を適正な金額に見直しをすることを検討する必要がある。また、預託金以外の支援方法についても検討していただきたい。</p>		●	○				<p>本預託金は「福山市勤労者生活安定資金融資」「福山市NPO活動支援融資」「福山市住宅建設資金融資制度」「福山労働会館貸付融資」「福山市医療生活協同組合運転資金融資」に対するもの。資金が効率的かつ効果的に利用されているかについて検討を行う必要があるという点については、福山市勤労者生活安定資金融資（ローズライフローン）の実績は低調であるものの、住宅資金融資制度の利用は多く、労働金庫融資全体で考えると実績は高い。予算編成過程で様々な支援方法を検討しており、現状の預託金制度の方が有効であると判断している。</p>	産業振興課	2025/3/7
51	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策</p> <p>③ 【指摘】 住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、条件等を定める必要がある。</p>	<p>中国労働金庫に対する預託金のうち、一部は住宅資金貸付資金のためのものである。この預託金に関する要綱は福山市住宅建設資金等貸付要綱（以下、「旧要綱」という。）であったが、平成14年3月に廃止されている。そして、旧要綱に基づいて行った貸付金を旧要綱廃止後もフォローするため、労働金庫にその貸付残高に対応する金額を決済用預金により預託することとし、「福山市住宅建設資金等貸付に係わる預託等契約書」により預託の条件等について定められていた。しかし、市で保存されている最新の契約書について確認したところ、当契約書は平成19年のものであり、契約は一年契約であるにもかかわらず、その後契約が更新されていることが確認できなかった。この点、運用方法については毎年度覚書で確定しているとのことであったが、覚書には協調倍率や融資条件など具体的な条件は記載されていないため、住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、中国労働金庫との合意事項をあらかじめ定めおく必要がある。</p>	●		○			<p>2024年（令和6年）4月1日に全ての融資制度の運用要綱を新たに制定し、融資の性質、融資条件を改めて明文化した。また、毎年度締結する運用方針を定めた覚書についても文面を変更し、協調倍率等の表記を加えた。</p>	産業振興課	2024/9/27
52	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策</p> <p>④ 【指摘】 中国労働金庫と合意している覚書の内容と要綱の内容が異なっていた。</p>	<p>中国労働金庫と毎年締結されている覚書の内容を確認したところ、福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱等の融資の報告時期について、覚書と要綱とで異なる規定をしていた。担当課に確認したところ、利用数が少ないため、過去に年度ごとの覚書により運用を定めた経緯があるとのことであった。しかし、要綱は市職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を定める行政機関の内部規律であり、運用を変更するのであれば、要綱も変更しなければならない。</p>	●		○			<p>要綱は「必要に応じて報告等を求めることができる」旨の記載に変更し、報告時期等の詳細については毎年度覚書に記載することとした。なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱を改定した。</p>	産業振興課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
53	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-9 労働者福祉金融対策</p> <p>⑤ 【意見】 年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を抛出する処理について、正確な財政状況を市民に開示する観点から検討をする必要があると考える。</p>		●	○				より丁寧な開示方法等について検討し、2024年（令和6年）10月に、勤労者生活安定資金融資制度を案内する本市ホームページに、当該預託に関する会計処理の概要を記載した。	産業振興課	2025/3/7	
54	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-10 障がい者雇用対策費</p> <p>① 【意見】 奨励金の支給金額に区分を設けることを検討するべきである。</p>		●			○		障がい者雇用奨励金の運用について、前提条件としている、国の特定求職者雇用開発助成金の対象者の区分を参考に、2026年度（令和8年度）から運用開始できるように、今後の方針について検討中である。	産業振興課	2025/3/7	
55	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-10 障がい者雇用対策費</p> <p>② 【意見】 交付対象者の要件として、市税を完納していることを追加すべきである。</p>		●	○				要綱の交付対象に「福山市に納付すべき市税の滞納が無く、市税の納付状況を調査されることに同意する事業主」を追加した。なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市障がい者雇用奨励金交付要綱を改定した。	産業振興課	2024/9/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	※ 対応状況						措置等内容	所管課	公表日	
		区分	指摘	意見	措置済	措置中・ 予定	検討中				措置しない
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。		20	86	57	20	20	13			
56	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 2 産業振興課 2-11 女性の働く環境改善補助金</p> <p>① 【指摘】 補助金の対象経費の条件として自己所有の建物の設備に限ると規定されているが、交付申請の審査時にこの条件を満たすことの確認がなされていなかった。</p>		●		○				2024年度（令和6年度）から、自己所有の建物であることの担保として、登記簿等の提出を求めることとした。なお、2024年（令和6年）4月1日に福山市女性の働く環境改善補助金交付要綱を改定した。	産業振興課	2024/9/27
57	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-1 備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業</p> <p>① 【指摘】 保険契約の契約者名が農林水産課長名義となっているが、福山市長の名義で保険契約するべきである。</p>	<p>備後の地魚応援団イベントの備後フィッシュフェス・備後福山ワインフェスで賠償責任保険の契約を行っているが、保険契約者の名義が福山市長ではなく農林水産課長となっていた。なお、2023年度は福山市長で契約している。</p> <p>地方自治法にあるように、福山市を代表し事務を管理し執行するのは、農林水産課長ではなく、福山市長である。よって保険契約を行う場合には福山市長が代表として保険契約者となるべきであり、農林水産課長が保険契約者となることは職務権限の範囲外であり問題である。今後の事業において保険契約を行うときは、担当課長ではなく福山市長が保険契約者となることを徹底するべきである。</p>		●		○			2023年度（令和5年度）の賠償責任保険（契約日：2023年（令和5年）10月25日）は保険契約者を福山市長で契約した。なお、2024年度（令和6年度）は、本イベントの委託業務の中で受注者側が賠償責任保険に加入するよう仕様書を変更した。	農林水産課	2025/3/7
58	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-2 生産性向上支援事業費補助</p> <p>① 【意見】 財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。</p>	<p>福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱第16条の財産処分制限期間7年に対して、市の文書保存期間は5年と設定されていた。補助対象者の財産処分制限期間内に、対応する市の文書が廃棄されてしまうことになり、保存期間の設定が不相当といえ、財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。</p> <p>福山市補助金交付規則第16条によれば、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。」とされている。省令によれば農業機械の耐用年数は通常7年であり、福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱において設定されている処分制限期間7年は補助金交付規則通りである。</p>		●		○		<p>（措置予定）福山市文書等取扱規程第41条の規定に基づき、保存年限を延長し、補助金交付要綱に設定されている処分制限期間（農業機械の対応年数の7年間）まで文書保管期限を設定している。</p> <p>2024年度（令和6年度）から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上支援事業 ・6次産業化推進・設備整備等事業 ・やりがい農業実践事業 ・産直市生産拡大事業 ・ふくやまブランド農産物推進事業（機械施設整備費）について保存年限を10年に変更し、導入した農業用機械等の耐用年数を経過するまで保存することとした。 <p>2023年度（令和5年度）までの実施事業に係る文書については、耐用年数を超過するまで保存年限の延長を2025年度（令和7年度）に行う。</p>	農林水産課 農業振興課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
59	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-2 生産性向上支援事業費補助</p> <p>② 【意見】耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。</p>		●				○	耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間の設定については、国や県が独自に処分制限期間を定めている場合など補助金ごとに内容が異なり、全庁的なルールを定めることは困難であることから、これまで同様、個別の補助金交付要綱で設定することにより対応する。	財政課	2025/4/30	
60	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場）</p> <p>① 【意見】補助金が現状では定額であるが、補助対象経費のうち〇分の1などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。</p>	<p>市は年間約50,000千円前後の定額補助を特定の民間事業者（榊福山地方卸売市場（令和3年度までは福山地方卸売市場運営委員会））に継続して行っている。市の土地を賃貸して賃貸料を収受しているが、一方その賃借料を上まわる額の補助金を交付しているため、実質無償で土地を賃貸している状態である。</p> <p>市に提出されている榊福山地方卸売市場の令和4年度収支決算書によれば、収入から支出を差し引いた単年度利益剰余金が28,506千円生じている。また、令和5年3月末時点の貸借対照表では、現金預金が433,323千円、純資産の部612,005千円、無借金という良好な財政状態である。合併前の令和3年度の榊福山地方卸売市場の貸借対照表では、現金預金が14,217千円、純資産の部11,195千円、長期借入金6,724千円となっていた。よって、これらは合併により資産管理会社2社（福山大同青果榊、榊福山魚市場）が保有していた財産と考えられる。この財政状態を考慮すると、資産管理会社2社は、場内事業者からの家賃収入、各事業所からの運営経費負担金等の収入により安定した経営を行ってきたと考えられる。場内の駐車場は無償利用可能となっており、この市の駐車場が利用できる立地に建物を所有している資産管理会社2社は間接的に受益者となってきたと想定される。</p> <p>なお、これらを確かめるため、榊福山地方卸売市場へ合併前の福山大同青果榊、榊福山魚市場の決算書等の提出を依頼したが、別会社の資料ということで提出は困難との回答があり、入手することができなかった。</p> <p>市の他の補助金交付事業をみても、民間事業者に対して定額全額補助という補助金は少なく、補助対象経費の1/2や2/3を上限などと条件が付されているものが多いと考えられる。本件では、例えば、「その運営に要した経費」及び「市場の発展に資すると認められる事業に要した経費」などといった区分を設け、この補助対象経費のうち〇分の1などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。</p>		●			○	（措置予定）市では、市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額（市場運営に係る経費の2分の1に相当する額）として、年間50,000千円前後の補助を継続して行ってきた。 2022年（令和4年）に市場（開設会社）は資産管理会社と合併し会計を一本化したため、年間の運営費に占める割合は3分の1程度になっている。 2024年（令和6年）4月1日に「福山地方卸売市場管理運営費補助金交付要綱」を策定したが、ただちに経費区分の導入やその区分に対する補助率を設定することで補助金が大幅に減額となった場合には、市場の安定した管理運営に影響を与えるため、区分の導入や補助率の設定は行っていない。 引き続き、公益性の高い市場の安定した運営に支障を及ぼすことがないよう考慮しながら対象となる経費区分の導入やその区分に対する補助率の設定等の補助制度について、2024年度（令和6年度）末までを目途に見直しを行う。	農林水産課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
61	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場）</p> <p>② 【意見】市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。</p>		●	○				市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額を算定して、これまで補助金の交付を行ってきた。しかし、事業者の財政状態を確認するための決算書等の資料の提出を求めておらず補助金交付額の妥当性の検討に課題があったため、2024年（令和6年）4月1日に「福山地方卸売市場管理運営費補助金交付要綱」を策定し、補助金の交付申請にあたっては、直近3か年分の決算書を添付することとし、市において事業者の財政状況を十分に査定し、適正な補助金の交付額を決定することとした。	農林水産課	2024/9/27
62	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-3 管理運営費補助（卸売市場）</p> <p>③ 【意見】民間事業者の売電事業に補助金が充当されないよう再検討すべきである。</p>		●	○			（措置予定）管理運営費補助の補助額については、市場運営に係る支出のうち、土地賃貸借料等に対して補助金を交付してきたものではなく市場の安定した運営を継続的に行うために必要な額を算定し交付してきたものである。その交付額の算定にあたり、交付額のおおよその目安とするため土地賃貸借料等を参考としてきたものであり売電事業に対する補助金を交付するものではない。 No.60での回答と同様に、当該補助については、引き続き公益性の高い市場の安定した運営に支障を及ぼすことがないように考慮しながら補助制度について、2024年度（令和6年度）末を目途に見直しを行う。	農林水産課	2025/3/7	
63	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-4 福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託</p> <p>① 【意見】財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。</p>	市は福山地方卸売市場内の土地賃貸を（株）福山地方卸売市場に行っているのみならず、市が福山地方卸売市場内に所有する管理事務所（建物）のうち、（株）福山地方卸売市場が日常的に使用する事務所と警備員室について使用許可を行っている。市場開設にあたり行政側の責任部分として管理事務所のうち事務所と警備員室を除く部分と、駐車場の維持管理について（株）福山地方卸売市場に業務委託を行っている。 しかし一般的に、賃借人は賃借物を善良な管理者としての注意を払って使用する義務を負っており（民法第400条）、また、市と（株）福山地方卸売市場との賃貸借契約書第6条では、維持保全義務等は賃借人である（株）福山地方卸売市場が負うことになっている。財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。また、別途財産管理を委託業務として発注する必要がある場合は、賃貸借契約に含まれる内容を除くものであることを明記すべきである。		●	○			福山地方卸売市場財産管理等業務委託の業務内容については、巡回や大雨で被害があった場合の市場関係者及び市への報告など、市場内の市有財産の管理として賃貸借契約の財産の維持保全義務には含むことができない業務を対象としており、引き続き契約締結する必要がある。 2024年（令和6年）分の財産管理等業務委託にあたっては、委託仕様書へ本業務委託の業務内容にある「市場内の市有財産の管理」とは、別途、市と市場が締結した土地等賃貸借契約第6条の維持保全義務及び賃貸借契約と行政財産の使用許可における善良なる管理者の注意義務（民法第400条）の範囲外の管理である旨を明記した。	農林水産課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
64	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-5 森林公園の維持管理</p> <p>① 【意見】森林公園の不動産の権利関係を整理すべきである。</p>		●		○			（措置中）森林公園の現在の状況を把握するため順次、公図・全部事項証明書を取得し、地図の作成を進めている。山林所有者が相続登記がされていないケースがあり、調査が難航している。まずは、土地の範囲やその所有者の確定を2026年（令和8年）末までに完了させる。	農林水産課	2025/3/7
65	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-5 森林公園の維持管理</p> <p>② 【意見】管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。</p>		●		○		（措置中）No. 64と同様に、森林公園の現在の状況を把握するため順次、公図・全部事項証明書を取得し、地図の作成を進めている。山林所有者が相続登記がされていないケースがあり、調査が難航している。まずは、土地の範囲やその所有者の確定を2026年（令和8年）末までに完了させる。	農林水産課	2025/3/7	
66	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-6 森林公園の清掃業務</p> <p>① 【意見】競争性の向上を確保するため、契約相手の妥当性検証の強化を図るべきである。</p>		●		○		（措置予定）森林公園の清掃業務委託については、社会福祉法人や公益的な団体の業務参入について情報を収集している。地元は、森林公園を地域の財産と認識しており、公園の状況等を熟知している地元町内会や山林所有者で構成される協議会等に委託しているが、事業の競争性の向上の点から、委託場所の状況を見ながら契約時の相見積り等の徴取について2025年（令和7年）4月に見直しする。	農林水産課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
67	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-7 森林経営管理等推進（保全対策事業）</p> <p>① 【意見】事業の効率性・経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。</p> <p>森林経営管理等推進（保全対策事業）は、契約方法として随意契約が採用されており、見積もり合わせはなく広島県東部森林組合の一方のみが委託先の対象となっている。随意契約を採用した理由としては、「森林所有者である組合員で組織され、市内各地での里山林整備や樹木伐採等の実績が数多くあり、本市の里山林を熟知し、整備に精通している広島県東部森林組合に委託することが最も合理的であり競争入札に適さないため。」とされている。市としてSDGs・防災の観点から、「重点政策」（企画政策課）に掲げられているとおり、「災害に強い森づくりの推進」を進めている。また、市には毎年度森林環境譲与税という税収があり、森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業に活用可能となっている。このため、市においては、災害に強い森づくりを推進するため、森林経営管理等推進（保全対策事業）事業を行っている。今後継続して一定の発注額が想定され、森林経営管理事業・福山市災害に強い森づくり事業等の森林整備に関する事業が一層推進されていくものと想定される。これらの需要に反して、広島県内の林業従事者数は平成27年時点では760人、福山市では62人しかいない。市が一方随意契約先としている広島県東部森林組合でも作業員数は10人程度である。人口及び林業事業者数が減少するなか、随意契約による委託先を市内に本店をかまえる林業事業者に限定すると実質的に特定の業者以外対応ができなくなる傾向が強まることになる。そうすると、競争原理が働かなくなり、事業の有効性・効率性・経済性が害されることになる。</p> <p>事業の効率性・経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。契約の原則は一般競争入札であり、対象となる事業者が少ないとしても、これを解消しようとする施策を講じるべきである。森林整備に関する教育研修を事業として行うなどして、他業種からの参入を促進することを検討すべきである。</p> <p>森林施策の合理化に関する基本方針（福山市森林整備計画）でも、「本市は、広葉樹を中心とした天然林群が広範囲を占めているため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。」としている。この基本方針にも沿うものとする。</p>	●	○				森林環境譲与税は森林整備や林業者の育成などを目的に創設されたもので、災害に強い森づくり事業は、森林整備による防災・減災のみならず市内の林業事業者の育成を目的に実施しているものである。本市においては、林業事業者（林業者）が少なく、森林整備においては、市内の森林を熟知し、技術と経験が必要なため、広島県東部森林組合に委託している。現在、災害に強い森づくり等の森林整備により、安定的な事業量確保に努めているところであり、広島県において実施している林業事業者の募集や研修、経営に関する支援と合わせて林業事業者の増加や技術力の向上を図っているところである。	農林水産課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
68	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-8 有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）</p> <p>① 【意見】 補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。</p>	<p>令和5年11月11日の中国新聞の記事によると、福山市内で令和5年9月以降、イノシシによるけが人が4名発生している。市内のイノシシの捕獲頭数は、本年度、9月時点で約1,200頭と、過去10年で最多の1,736頭だった令和4年度と同じペースである。ただ、緩衝地帯整備事業対策補助制度の利用は令和3年度の制度創設から1件のみと低調である。</p> <p>市内のイノシシの捕獲頭数は増加傾向にあり、またイノシシによるけが人が短期間で4名も発生しているため、イノシシ対策への市民の関心は高まっているはずである。市のHPで当該補助金の概要は公開されているものの、利用率が低調ということは、市民に広く認知されていない可能性が高い。もし広く認知されているとすれば利用できない理由がある。市のパンフレットでは、例として「出前講座の開催（獣害STOPセミナー）」を行うことになっているが、出前講座の開催には、原則として市内に居住、通勤、通学している10人以上の団体やグループが、開催日の14日前までに、「出前講座受講申し込み書」を講座担当課へ直接提出する必要がある。市民が気軽に利用できるような方式ではないものと考えられる。</p> <p>補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。能動的に自ら市が行う事業の情報を得ようとする市民は多くはないと思われるため、補助金利用率の低い事業については、市から市民や自治会などに対して書面のみならずITツールも活用して積極的・定期的に情報発信を行う必要があると考える。</p>	●	○				<p>（措置予定）制度の利用が低調な原因としては、①森林所有者が複数名いる区域が多く、その全員の同意を得る必要があること。②緩衝地帯整備後の環境を継続して維持する必要があること。③他の補助制度（柵や箱わな除草等への支援）もあり、まずはこれらの事業の活用が優先されていることなどが考えられる。</p> <p>周知方法については、福山市ホームページで情報発信しているが、この事業については、森林等の所有者の同意と被害地域での継続した取り組みが必要なため、引き続き現地の被害状況を確認しながら周知を進めていく。</p> <p>また、2024年度（令和6年度）末までに、より利用が図れるよう事業内容について検討を行うとともに、ホームページ掲載内容の充実など効果的な情報発信に取り組む。</p>	農林水産課	2025/3/7	
69	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 3 農林水産課、農業振興課 3-9 漁場環境整備事業</p> <p>① 【意見】 競争入札及び見積書合わせが行われない委託業務（一者随意契約）について、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより契約の透明性・経済性を確保すべきである。</p>	<p>当該一者随意契約先の委託見積書、市の実施設計書（及び予定価格調書）、契約書がすべて同額となっていた。市は「福山市委託契約事務の手引」に従い、委託先に対して仕様書を公開している。市は別途実施設計書を作成しており、例えば人件費に関しては、国土交通省より公表されている単価に基づき設計しているが、どの単価を利用しているかは当然に委託先に明示されていない。</p> <p>しかし、委託見積書（詳細内訳はない）は市の実施設計書と一致している。この理由としては、特殊な業務であり、業務の仕様書を作成するにあたって委託先と詳細に打合せをしたことで、委託先にとって設計価格の予想がしやすかったのではないかとこのことである。</p> <p>原則として、随意契約であっても福山市契約規則第43条により、なるべく2人以上の者から見積書を徴すべきである。安易に一者随意契約をすべきではないが、合理的な理由により一者随意契約とせざるを得ない場合も存すると思われる。この場合であっても、契約の透明性、公平性の向上を確保する必要がある。</p> <p>一者随意契約の業務委託に関する仕様書及び設計書の作成については、随意契約先の見積書や打ち合わせ通りの設計価格になってしまうことが考えられる。仕様書及び設計書は市が主体的に作成すべきである。具体的には、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより適正な予定価格の設定に努めることが考えられる。</p>	●	○				<p>2024年度（令和6年度）の海底耕うん及びかき殻散布業務委託（2024年（令和6年）10月7日契約締結）で、国の積算基準を調査し、適正な予定価格とした。</p>	農林水産課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
70	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論）</p> <p>3 農林水産課、農業振興課</p> <p>3-10 農林水産業の事業承継について</p> <p>① 【意見】農林水産業の事業承継に関する直接的な事業実施を検討すべきである。</p>	<p>令和4年3月福山市農林水産振興ビジョンによれば、福山市の農林水産業のめざす姿は、「農林水産業の稼ぐ力を高め、美しく活力ある農山漁村地域が継承されている」とされている。このめざす姿の実現に向け、「持続可能な土地等の利用計画のもと」「高齢化する農林水産業者を支援しつつ」「次代の担い手に引き継いでいくことで」「稼げる農林水産業を実現する」とされている。</p> <p>市では、ビジョンに即して様々な取組を行っている。ただ、次代の担い手に引き継いでいくための事業は新規参入者に関する事業が主であり、例えば農地の集約化に係る事業費の支援など既存の農林水産事業者から新規参入者への事業引継ぎに関する直接的具体的な事務事業が実施されていない。人口減少・後継者不在により、様々な産業で事業承継が課題となっている。特に新規就業者数が少ない農林水産業は、市が事業承継に関して積極的に関与する必要性が高く、他の地方自治体の事例を参考に本市の実情に合わせ更なる企画を実施すべきであると考え。例えば、経済産業省東北経済産業局が発行している「自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（第3版2023年4月）に掲げられている農林水産業関連の事例が参考になる。</p>	●		○			<p>（措置予定）事業承継については、事業譲渡する側のニーズの把握と、新規就業希望者とのマッチングが継承を円滑に進めることとなる。現在は、事業承継の申し出や新規就業希望者の数が限定的であるため、個別対応を行っている状況で、関係機関が連携しながら、必要に応じ可能な支援を実施している。</p> <p>JA福山市が経営継承に向け2024年（令和6年）11月から、取組を始めた。市は今後、JA他、関係機関と役割分担をしながら2026年度（令和8年度）末までに経営継承の仕組みづくりができるよう支援を行う。</p>	農林水産課 農業振興課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
71	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>① 【意見】 工事費の増額が必要となった場合には、十分に議論のうえ、市民へ情報開示を行うことが重要である。</p>	<p>第2期事業の造成工事に関し、令和3年6月24日の福山市議会において、福山北産業団地第2期造成工事請負契約締結について承認された。鹿島建設・三島産業・駅家工務店による福山北産業団地第2期造成工事共同企業体と、43億3,400万円を契約するという内容であった。議会による承認を経て、開発工事はスタートした。工事期間は令和5年9月29日までを予定していた。</p> <p>あわせて、公募分譲を実施（公募期間8/2～11/31）、令和4年3月末現在で早くも7社と11区画で立地協定を締結、令和4年度中には全区画が完売となった。ただし、令和5年に1社1区画が辞退し、現在再募集中である。このような状況下において、工事期間も終盤に差し掛かった令和5年6月に産業団地の整備費が約17億円増額となることが、福山市議会文教経済委員会において報告され、また中国新聞で報道され、市民も知ることとなった。</p> <p>福山市は、工事を請け負う工事共同企業体と仮契約を結んで工事を進めてきた。しかし、正式な契約変更が必要であり、令和5年6月29日の福山市議会において、契約金額を43億3,400万円から60億4,450万円に契約変更することが承認された。</p> <p>当初の想定より大量の岩が発生したことや地下の土質などについては、実際に工事を開始してみないと分からないといった理由で工事費が増加したこと、またすでに工事が開始されており、さらに順調に分譲が進み、契約通りに土地の引き渡しをする必要があることから、工事を進めざるを得ない状況にあったことは理解できる。しかし、事業に変更前から工事費が金額にして約17億円、約40%も増加となると、採算は当初とは大きく変わってくる。また、事前の土質調査が適切であったかの検証も必要である。増額に伴う変更契約は福山市と工事業者との交渉で決まるため、変更契約はいわば随意契約に近い性格を持つ。</p> <p>今回の費用の変更増額はすでに令和5年度の当初予算に含められていた。実際には令和4年12月頃には変更金額がおおよそ決定していたとのことである。工事着手後に工事金額の増加が見込まれた場合には、タイムリーに議会や市民へ情報開示を行うことが重要であると考え。</p>	●	○				<p>2021年度（平成13年度）から施行されている「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事（予定価格が250万円を超えないものを除く。）の契約を締結したときは、遅滞なく、契約の相手方、工事の内容、契約金額などを市政情報室等にて公表している。</p> <p>また、契約後においても、同法に基づき、契約金額の変更を伴う契約変更した場合の内容、理由などについて、同様に公表し、公共工事の契約等に係る透明性を確保している。</p>	経済総務課	2025/3/7
72	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>② 【意見】 増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。</p>	<p>福山北産業団地第2期事業の工事費のように工事着工後に工事費が増額されるケースは他にも増えているようである。国発注の公共工事でも、着工後に人件費単価や物価の伸びを上回って工事費が増額する事例が頻発している（令和5年12月5日日本経済新聞より）。この記事の中にあるように、想定外の地質や地盤、埋設物に遭遇するケースに備え、用地取得前に地権者の許可を得て地質を調査したり、レーザーを使って非接触で地質を調べたりすればリスクは減らせる。</p> <p>一般的に造成地が広大になるほど、地質を検証するポイントも広範囲かつ多数抽出する必要があると考えられる。工事着工後に大きな増額となるリスクを軽減するために、事前の地質調査をより強化することが望まれる。</p> <p>近年活用が目目されているAI（人工知能）の活用も期待できるところである。さらに見積もりの精度を高めるなど、増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。</p>	●	○				<p>福山北産業団地第2期事業における事前の土質調査については、専門事業者の設計に基づき、ボーリング調査及び弾性波探査調査を行ったところである。</p> <p>事業費の変動リスクの管理を含め、より適切な工事の執行に向けて、2024年（令和6年）9月に一般社団法人広島県土木協会が開催した研修会に参加し、幅広く最新の土木技術や他の事例などの情報を収集した。</p>	経済総務課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分						措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
73	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論）</p> <p>4 企業誘致推進課</p> <p>4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>③ 【指摘】土地売買契約辞退の違約金は早期に授受すべきである。</p>	●		○				<p>今後は土地売買契約締結辞退の申し出があった時点で、違約金徴収期限の協議を行い、相手方への地位取消の通知に合わせて違約金の納期限を通知し、速やかな違約金の納付手続きを行うため、2024年7月に「福山北産業団地第2期事業に係る立地協定の解約に伴う事務マニュアル」を作成した。</p>	経済総務課	2024/9/27
74	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論）</p> <p>4 企業誘致推進課</p> <p>4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>④ 【意見】分譲に際し、分譲希望者の財務状況や分譲地利用提案書の内容を精査するとともにその精度を高め、またその過程を記録・保存しておくことが必要である。</p>	●		○			<p>福山北産業団地第2期事業の分譲に当たっては、公募としており、分譲予定者を選考するため、審査会を設置し、(1)分譲資格審査及び(2)提案内容審査を実施した。審査に当たっては、(1)については、暴力団等の排除、事業実施に資する資力の有無、土地利用の法令順守の点について、評点表を用い審査している。(2)については、利用提案審査基準に基づき点数評価を行っている。</p> <p>資力の有無については、成長性、収益性、償還能力、安全性の観点から、それぞれの項目に関する指標に基づき審査するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構の経営自己診断システムの結果を参考とし、評点化しており、審査基準、評点シート及び審査表は存在している。</p> <p>本件については、公募後募集のなかった区画を随時募集したものであり、競合する者がいなかったことから、審査に当たっては、当該審査基準並びに評点シートを用い評点化は行ったが、その可否のみ審査表として残り、評点化した結果を残していなかった。</p> <p>2024年7月に、審査結果に至る評点シートを起案に添付し、土地売買契約書第14条に定める指定期間を経過するまで保存するよう事務手順を定めた。</p>	経済総務課	2024/9/27	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
75	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>⑤ 【意見】産業団地進出企業の倒産や指定期間満了後の未利用や売却に対する対応策を検討しておくことが必要である。</p>							<p>指定期間満了後に土地及び事業所が売却されても、新たな取得企業が事業を実施し、雇用や納税が期待できるものとする。</p> <p>一方、企業の慎重な検討にも関わらず、経済情勢の変動により、進出企業が倒産することもあり得るため、その場合は当該企業の清算事務を行った弁護士事務所と協力し、新たな企業へ土地及び建物を売却するため引き合いのある企業を紹介するなどの対策を講じていく。2012年度（平成24年度）から市へ引き合いの相談があった場合は情報をデータベース化しており、これを活用することで当該取組に努める。また、2017年度（平成29年度）に産業振興課がハローワークと福山市雇用対策協定を締結し、年3回WGを開催する等既に連携しており、解雇された従業員の対応についても対応できる体制となっている。</p>	経済総務課	2024/9/27

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
76	<p>第4章 監査の指摘及び意見（経済部各論） 4 企業誘致推進課 4-1 福山北産業団地第2期事業</p> <p>⑥ 【意見】企業の本社移転・事業所増設などの情報を収集し、分析が必要である。</p>	●	○					2023年度（令和5年度）に全国の企業を対象とした企業ニーズ調査を実施し、本市への進出に興味がある企業については、さらに具体的な情報の聞き取りを行うなど、既に県の県内投資促進課と共同で情報収集・分析を行い進出企業のニーズを把握に努めている。また、2023年度（令和5年度）の企業ニーズ調査のフォロー調査を2024年（令和6年）8月からスタートしている。	経済総務課	2024/9/27	
77	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定</p> <p>① 【意見】温室効果ガス削減目標値の設定・進捗評価にあたり、排出量の多い特定企業との個別の協議を継続的に行う必要がある。</p>	●	○					（措置予定）温室効果ガスの削減目標の達成に向け、2024年度（令和6年度）中に「地球温暖化対策協議会」を開催し、その中で、排出量の多い特定排出事業者と活発な議論を進め、効果的な削減の取組や進捗状況に共有し、それらを踏まえた新たな施策、事業の展開につなげる。	環境総務課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※			対応状況	所管課	公表日	
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中				措置しない
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
78	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定</p> <p>② 【指摘】 温室効果ガス排出量の集計にあたり、排出事業者の報告漏れがないよう、温対法の規定を理解し、集計結果の確認を十分に行う必要がある。</p>	●		○				<p>温室効果ガス排出量の算定に当たっては、着手前に「温対法」や当該業務の内容を理解し、取り組むべき内容やスケジュールなどを組織で共有した。また、2024年度（令和6年度）の策定においては、体制を強化し、過去のデータと比較しながら、記入漏れや違算がないよう複数人でチェックなどを行った。</p>	環境総務課	2025/3/7
79	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定</p> <p>③ 【意見】 一般廃棄物の削減目標値の設定にあたり、各種仮定の妥当性に留意し、設定結果が達成可能なものか最終的に吟味し、市民・事業者にとって受け入れやすいメッセージになるよう工夫する必要がある。</p>	●				○	<p>これまで計画策定に当たっては、事前に市民や事業者等に対しアンケート調査を行うとともに、計画素案等については、市民の代表である市議会議員や各種関係団体等で構成する協議会などにおいて議論し、またパブリックコメントなどにより意見を聴き、計画に反映してきたところである。次回改定時（2028年度）や他の計画を改定する場合は、目標設定などに当たっては、さらに妥当性のあるもので、また市民や事業者が理解や納得ができるものとなるよう、他都市の好事例も参考にするなど、検討していく。</p>	環境総務課	2025/3/7	
80	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定</p> <p>④ 【意見】 環境部の計画策定業務委託先が偏らないよう、選定プロセスを継続的に見直す必要がある。</p>	●		○			<p>2024年（令和6年）3月に改定した第二次福山市環境基本計画（第2期計画）においては、地方自治法や契約規則等に基づき、公平性及び公正性が確保できるよう業者を選定した。</p>	環境総務課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
81	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-1 環境基本計画の策定</p> <p>⑤ 【意見】一般廃棄物処理計画、施設計画の策定に用いる将来人口は、市の上位計画との整合性だけでなく、人口推計の背景や不確実性を踏まえ、現実的で妥当な最善の見積りとする必要がある。</p>		●		○				（措置予定）計画策定の人口推計等については、市の上位計画との整合を図る中で、当該計画に必要な将来人口等を的確に推計する。2025年度（令和7年度）末を目途に行う。	環境総務課	2025/3/7
82	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費</p> <p>① 【意見】ごみ有料化・手数料条例改定に係る検討・判断過程は適切に保管して引継ぎ、社会情勢に適した廃棄物処理手数料の在り方を検討していく必要がある。</p>	ごみ収集や処理に係る部門別原価計算は毎年実施しているが、手数料改定の検討は毎年実施されていない。平成26年度の消費税増税に伴う値上げ以降も社会情勢は変化しているが、手数料の改定は見られない。手数料改定についての適切な検討は、将来にわたる廃棄物処理責任を果たす上で重要な要素であると言える。市民・事業者負担の在り方について検討した経緯と判断過程を適切に保管して引き継ぎ、将来にわたり責任が果たせるものとしていく必要がある。	●		○			2025年度（令和7年度）予算編成時において、社会経済情勢の変化や負担の公平性、受益者負担の観点等を踏まえ、市民・事業者が負担する手数料について検討し、その内容について保管・引継ぎを行った。	環境総務課	2025/3/7	
83	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費</p> <p>② 【意見】ごみ処理に係る原価計算が正しく実施されるよう、計算シートの構成を見直し、計算結果を時系列で比較するなどして、正確な原価計算を行う体制を構築する必要がある。</p>	ごみ収集・ごみ処理に関する部門別原価計算シートに、いくつか計算誤りがあった。原価計算が正しく実施されない場合、廃棄物処理に係る毎年のコスト把握ができず、健全な財政運営のもとで廃棄物処理が実施されているかの判断が困難となるため、引き続き毎年正確な原価計算を行い、運用していく必要がある。	●		○			廃棄物処理に係る原価計算を正しく実施するため、金額や数量に対する根拠を明記し、その内容を確認した上で入力することとし、2024年（令和6年）6月、シートについても課全体で把握できる内容へと見直しを行った。	廃棄物対策課	2024/9/27	
84	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費</p> <p>③ 【意見】非効率な処理委託の見直しに係る議論や検討経緯を文書化して引継ぎ、適時適切な対応がなされる必要がある。</p>	市への合併時点で一定の役割を終えていた処理施設の収束を先延ばしし、長期に渡り割高な委託を続けている。市として適切な処理体制を描き、合併町、委託先、住民の意向を長い時間をかけて調整し、議論と検討経緯を残して引き継いでいく体制の整備が必要である。	●		○			廃棄物処理委託料については、2024年度（令和6年度）からの焼却施設の集約化と併せ、運搬距離の延長などを総合的に考慮する中で、実態に応じた積算を行った。また、廃棄物処理体制を検討するに当たっては、環境部内で議論した経緯や内容を残して引き継ぐこととした。	環境総務課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容		
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
85	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-2 塵芥処理費</p> <p>④ 【意見】資源ごみの委託費に係る計算方法・調整方法を見直し、より実態に即した原価管理を行う必要がある。</p>		●				○	<p>中間処理施設（福山リサイクルセンター、神辺クリーンセンター）の原価管理の在り方については、以前から受託者とも協議しているが、具体的な見直しにまで至っていない。 特に、資源価格が高騰状態にある現状での見直しは、受託者にとっても損失感を与え、受け入れ難いものとなっている。 当該施設は、民間事業者でありながらも一般廃棄物の処理（市の事業）のみで運営されており、既存業務の変更がない中で原価の見直し及び契約の更新は、受託業者等とも入念な調整が必要であり相当の時間を要するものと考えている。 本市が有する一般廃棄物の統括処理責任を果たす上では、当該施設の安定的な稼働は必要不可欠であり、本件については、引き続き関係者と十分に協議をしながら進めていく。 なお、事業者のインセンティブに係る考え方については、今後の廃棄物の排出量の動向も注視する必要がある、事業者の選別意欲の向上に繋がる手法を検討したいと考えているが、原材料及び資源価格が高騰している現状において、整理には期間を要する。</p>	環境総務課 廃棄物対策課	2025/3/7
86	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>① 【意見】次期ごみ処理施設を1施設体制にするか複数施設体制にするかの検討について、より丁寧に市民に説明することが望ましい。</p>		●				○	<p>「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」によると、「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」により広域化が有利とされた結論づけられているが、同協議会の報告書には、コスト比較だけでなく、複数施設を整備するメリットを示した上で、関係市町のさまざまな事情を総合に理解しながら、十分に議論を深める必要がある旨が記載されている。住民生活にとって影響が大きく、巨額の財政負担がある施設整備については、数値に表せない様々なメリット・デメリットを評価し、他の自治体事例も参考にしながら、議論や判断の過程を適切に残しつつ、市民に対してより丁寧に説明することが望ましい。</p> <p>ふくやま環境美化センターについては、国が推奨する広域処理や集約化を踏まえ、有識者の意見も聴く中で基本構想や基本計画を策定したものである。また、契約方法としては、より効率的で民間事業者の持つノウハウを最大限発揮することができるDBO方式を採用したことにより、結果的に多額の経費の削減にもつながり市民負担を軽減している。 また、本事業の実施に当たっては、市議会への報告に加え、地域住民への説明会の開催や広域処理に係る会議の公開など、幅広く市民への説明を行ってきた。今後の施設整備においても、引き続き、他都市の事例や市民・事業者からの意見も踏まえ、施設の最適化となるよう検討を行い、市民の理解を得られるように努める。</p>	環境総務課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					対応状況	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。										
87	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>② 【意見】他自治体調査の集計結果について十分に検証する必要がある。</p>	<p>次期ごみ処理施設の炉数検討過程において、他の自治体の事例調査にあたり、国の通知の目安に準じて調査したものの、年間処理量が市と比べて少ない自治体や、市が計画した施設規模よりも小さい施設が多く含まれていた。また大規模炉の施設と中規模炉の施設を合わせて保有する自治体を1施設体制と誤集計していた。他自治体の事例調査を行う場合、調査対象が市の人口や処理量、計画中の施設規模と可能な限り近いものとなるよう、委託先の集計結果について十分に検証する必要がある。</p>	●					<p>焼却施設の炉数については、2炉構成に比べ3炉構成の方が建設コストが割高となるが、故障時や大規模改修時におけるごみ処理への影響など、運用面でのメリットも含め総合的に判断した結果、3炉構成を採用したものである。</p> <p>本件は、300t/日以上以上の規模の焼却施設を有する自治体の施設数や施設の炉数の調査の中で、集計に誤りがあったことが判明したものの、3炉構成を採用したことに影響はないものであった。</p> <p>引き続き、データを集計する際は、誤りがないように十分に確認を行い、市民に正確な情報を伝えるよう努める。</p>	環境総務課	2025/3/7	
88	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>③ 【意見】次期ごみ処理施設の施設費と20年分の運営費の予定価格の算出方法について、より実態に合う算出方法を検討する余地があった。</p>	<p>次期ごみ処理施設の施設費と運営費の予定価格について、施設規模や契約年度が異なり、金額差の大きい他市事例のプラント工事費の平均値を採用したり、平均値ではなく最も高額な1施設の建築工事費の単価を採用したり、20年に渡る運営費の維持補修費、用益費、SPC費用等について委託先の見積提案値を参考に積算したりする事例が見られた。金額のバラツキが大きい場合の平均値の採用には留意が必要である。施設ごとに条件が異なる中でも、長期的な財政負担を踏まえ、より実態に合う算出手法を検討されたい。</p>	●					<p>施設整備費の予定価格は、新施設の立地条件を踏まえた上で「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き（平成18年環境省）」【参考資料1】に基づき、焼却施設メーカーの見積もりに加え、他自治体の焼却施設の工事費や運営費の実績を踏まえ、可能な限り実態に即したものとなるように設定した。</p> <p>今後の施設整備においても、引き続き、合理的で実態に即した予定価格の算出に努める。</p>	環境総務課	2025/3/7	
89	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>④ 【意見】プロポーザル方式によるコンサルタント業者の選定において、評価委員会に外部委員を入れたり議事録や審議過程を残すことで、適切な評価選定を行うよう努められたい。</p>	<p>次期ごみ処理施設に関する一連の計画策定業務を他の計画策定業務と同一のコンサルタント業者が受注している。「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」の例示とは異なる評価項目を加えており、当時の手引きでは規定されていないものの、評価委員会に外部委員を取り入れていないことや、議事録や審議過程が残されていないものがあることから、公正性・透明性・客観性・競争性の観点から疑念が生じかねない。今後は、現行の「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に記載されている趣旨、注意点を踏まえ、適切な評価選定を行うよう努められたい。</p>	●	○				<p>プロポーザル方式による業務委託を行う場合は、適切な意思決定ができるよう、2025年度（令和7年度）からは、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に基づき、適切な評価選定を行っていく。</p>	環境総務課	2025/3/7	
90	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>⑤ 【意見】次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分について、資源化するのではなく、既存埋立地の残余容量の活用を検討する余地があったのではないか。</p>	<p>次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分は20年に渡り全量資源化することとされたが、既存埋立地の残余容量の活用や地域住民との協議を検討する余地があったと考えられる。過去の地元との協議内容も踏まえ、メリット・デメリットの総合的な判断過程を文書に残しながら、長期的な財政負担を踏まえ、既存埋立地の活用について地域住民と協議することができたのではないか。</p>	●					<p>最終処分場については、限りある財産であり将来にわたり残していくべき貴重な財産である。新市埋立地については、次期ごみ処理施設の供用開始に伴って焼却施設が休止した場合、埋立ても終了するものとして、地元と協議してきた経過がある。なお、箕沖埋立地の残余容量は年々減少していることから、次期ごみ処理施設の整備に当たり、焼却灰等を全量再資源化することとしたものである。引き続き、「3Rの推進」の啓発強化によるごみ量の削減などによる最終処分場延命に取り組むこととしている。</p>	環境総務課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					所管課	公表日	
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
91	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 2 環境総務課 2-3 次期ごみ処理施設建設</p> <p>⑥ 【意見】次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化について、複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることを検討する余地があったのではない。</p>		●					○	<p>ふくやま環境美化センターの契約方法については、より効率的で民間事業者の持つノウハウを最大限発揮することができるDBO方式を採用している。資源化方法については、基本構想や基本計画の中で検討しているが、要求水準の中では処理方式を指定せず、あくまでも業者の判断に委ね提案があったものである。業者選定では、技術面と価格面の両方を評価しており、価格面ではライフサイクルコストの低減も踏まえた評価をしたものである。結果的に多額の経費の削減にもつながり市民負担を軽減している。</p> <p>資源化に関するリスクについては、「自らの施設で資源化すること」を要求水準に掲げ、業者からは残渣の資源化や運搬の代替企業を確保する内容の提案があった。また、運營業務委託契約書の中で、「自らの費用と責任において処理残渣の引取先を確保する」旨の内容を規定しており、安全面や安定面を担保している。供用開始後の運営においても、業者との綿密な連携やモニタリングを確実に進行中で、安心・安全かつ安定的に施設運営ができれば取り組んでいく。</p>	環境総務課	2025/3/7
92	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定</p> <p>① 【意見】光化学オキシダント注意報・情報の発令時に、県の措置状況を把握して情報を蓄積し、有事に備える必要がある。</p>	<p>オキシダント発令時は県が緊急時の措置を担い、市は市民への周知の役割を担うとの理解のもと、県による排出業者への要請状況、対応結果、その後の経緯などを把握していない。県の措置要領によると、有事の際は市も排出業者等の調査に協力する必要があるため、オキシダント情報・注意報に関して、必要な情報を県と連携して共有し、今後の有事に備える必要がある。</p>	●	○					<p>広島県による排出業者等への協力依頼の状況やその措置状況について、引き続き、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、広島県と情報共有を行い、対応についての経過把握を行う。2024年度（令和6年度）最初のオキシダント情報発令（6月12日福山地区）から広島県の措置状況を共有している。</p>	環境保全課	2024/9/27
93	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定</p> <p>② 【意見】有害大気汚染物質の計測地点の考え方について、市民が適切に理解し、安心できるよう、丁寧に説明する必要がある。</p>	<p>有害大気汚染物質は、1地点で21物質すべてを計測し、事業者から排出報告があった物質をその周辺地点で追加測定しているが、環境白書において「4地点で21物質を測定している」旨の説明のみとなっている。市民に対して測定地点の考え方を丁寧に説明することで、有害大気汚染物質の状況が理解され、安心につながるため、環境白書への記載方法を再度検討する必要がある。</p>	●	○					<p>有害大気汚染物質について、市民が適切に理解でき、安心・安全につながるよう、2024年度（令和6年度）版福山市環境白書（2024年（令和6年）11月公開）から、記載内容を分かりやすいものに変更した。</p>	環境保全課	2025/3/7

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
94	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定</p> <p>③ 【意見】有害大気汚染物質について、効率面を重視し最低限の項目のみ測定するのではなく、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を検討すべきである。</p>		●		○			（措置予定）有害大気汚染物質の測定場所等については、事業者から排出報告があっても、測定に必要な電源や測定場所の確保等、即座に対応できない場合があるが、今後は一定のパターンで測定を続けるのではなく、必要に応じて測定場所や測定項目について見直しができるよう、2025年度（令和7年度）の委託契約までに検討し、2025年度（令和7年度）から実施する予定としている。	環境保全課	2025/3/7	
95	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定</p> <p>④ 【意見】機器の不具合による欠測の事実と判断結果について、丁寧に説明するとともに、長期の欠測期間は環境基準に関わらず代替機設置を検討する必要がある。</p>	機器の不具合により約1か月測定できなかった地点について、環境基準を満たすため、欠測期間中に代替機の設置をせず、環境白書において他の地点と同様の記載をしている。想定外の事象が起きた場合、事実と判断経緯を丁寧に説明することで、市民の安心感を高め、市の環境対策への理解が進むため、基準の適合状況に加え、情報の有用性を高める観点から補足情報を追加することも検討されたい。また環境基準の適否のみでなく、欠測期間に対する不安感を緩和するためにも、代替機設置等の追加費用を踏まえた対応を検討する必要がある。		●		○		（措置予定）環境基準の適合についての判断経緯が分かるよう、有効測定日数の説明など丁寧な説明を、2024年度（令和6年度）版環境白書から行う。代替機の設置は、現在も長期の修繕が必要な際は行っている。今後は、代替機器の準備、搬入、調整等の時間と修繕期間を比較等して、どれくらいの期間の場合において代替機を設置すべきか、2025年度（令和7年度）の委託契約までに検討し、2025年度（令和7年度）から実施する予定としている。	環境保全課	2025/3/7	
96	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 3 環境保全課 3-1 大気等の監視測定</p> <p>⑤ 【意見】大気環境常時監視システムサービスについて、相互に関連する業務を一括して業者決定する方法を検討する必要がある。</p>	大気環境常時監視システムサービスについて、システム開発業者と同一の業者が、一年契約の保守管理業務を5年間とも一社のみの応札により受託している。システム開発・5年間のシステム使用料・5年間の保守管理業務を一括して業者決定することで、効果的・効率的な委託が実現できないか、検討する必要がある。		●		○		（措置予定）現システムの使用期間が終了し、次期システムを構築する際に、システム使用料・保守点検業務を一括して委託が可能か、業者や他自治体から聞き取りを行っており、現在の委託内容と比較し、より効率的・効果的な委託となるよう検討しており、現システムの使用期間終了後となる2028年度（令和10年度）から実施する予定としている。	環境保全課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※					対応状況	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容			
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
97	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-1 塵芥収集処理</p> <p>① 【意見】 ごみ収集委託費の計算に用いる人件費単価の在り方について、継続的に見直す必要がある。</p>		●	○				<p>一般廃棄物処理の統括責任は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村とされている。その業務を民間等に委託する場合は、業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、相当の経験を有する者とされており、委託料は、その受託業務を遂行するに足りる額とされている。</p> <p>本市としては、廃棄物処理法や環境省通知（平成20年6月19日付）において、改めて周知された、「収集運搬業務を委託する場合には、委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」の内容に基づき、生活環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等よりも業務の確実な履行を重視した委託料の設定としている。</p> <p>具体的には、人件費単価の基礎に市職員の給与水準を用いることで、受託者の安定経営の確立や、一般廃棄物処理業務における同一価値労働同一賃金を担保しており、今後も本市の統括的処理責任に基づく、安定的かつ適正な廃棄物処理を継続できるものと考えている。</p> <p>こういった状況において、本市の収集運搬に係る1トン当たりの委託料は、中核市における平均よりも下回っている状況にある。</p> <p>なお、2025年度（令和7年度）の予算要求においては、市職員個人の属性モデルを対象とした手当の積算から、職員手当の平均を積算根拠とするよう見直しを行った。</p>	廃棄物対策課	2025/3/7	
98	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-1 塵芥収集処理</p> <p>② 【意見】 ごみ収集委託費の計算に用いる車両使用年数について、継続的に見直す必要がある。</p>		●	○				<p>（措置予定）直営車両の実質使用年数は6年程度であり、委託車両についても実態に合わせた使用年数とするため、6年へと見直しを行い、準備が整い、2025年度（令和7年度）の委託費の計算へ反映させる予定である。</p>	廃棄物対策課	2025/3/7	
99	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 4 廃棄物対策課 4-2 し尿収集処理費</p> <p>① 【指摘】 し尿収集業者に対する補助金や減車措置費の在り方を見直し、し尿収集の安定的な継続と市民負担の適正化の両立を図る必要がある。</p>	●				○		<p>2024年（令和6年）3月に新たに条例を制定し、福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会を設置した。今後、安定かつ継続的なし尿処理体制の確立に向け、審議することとしている。現時点で、整理には期間を要する。</p>	廃棄物対策課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況					措置等内容	所管課	公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない				
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13				
100	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費</p> <p>① 【意見】実質的に長期に渡る随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務が乖離する場合、委託先と協議した結果を残し、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用する必要がある。</p>		●	○				2024年度（令和6年度）から委託費の計算前提と実際の業務内容との乖離が生じた場合、実際の業務内容に沿った予算見直しを行い、変更契約の協議を行うこととしている。また、変更要否に関わらず、協議結果を文書で残している。	環境施設課	2025/3/7	
101	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費</p> <p>② 【意見】重要な委託先のコンプライアンス事件に関して、対応状況を確認する必要がある。</p>		●	○				処理施設における業務委託等の受託者のコンプライアンス状況については、違反の確認後に、積極的な聞き取りや、建設政策課契約担当からの情報・受託者のホームページなどでの情報の収集ができる体制とし、随時確認を行える状態にある。	環境施設課	2025/3/7	
102	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-1 塵芥処理費</p> <p>③ 【意見】沼隈清掃工場の解体工事を20年に渡り先送りした結果、環境面、財政面で多大な影響を及ぼしている。</p>		●	○				（措置予定）2024年度（令和6年度）に解体工事発注支援業務を委託、2025年度（令和7年度）中に解体工事の設計を行い、予算要求を行う予定。	環境施設課	2025/3/7	
103	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-2 し尿処理費</p> <p>① 【意見】汚泥再生処理センターの用務費が15年間固定の契約となっているため、実態に見合ったものになっているか、検討・協議が必要である。</p>		●	○				（措置予定）汚泥再生処理センターの運転管理業務委託の契約（15年間）について受託者と協議し、当該契約の変更はしなくても良いとの結論に至った。当該契約は、2027年度（令和9年度）に終了するため、福山市汚泥再生処理センター長寿命化総合計画等策定業務を委託する中で、2028年度（令和10年度）から新たな長期契約について物価変動にも対応できるよう検討している。	環境施設課	2025/3/7	

※1つの項目に対し、複数の対応状況を記載している場合があるため、指摘・意見の数の合計とは一致しません。

No.	監査結果（抜粋）	区分		※ 対応状況						公表日
		指摘	意見	措置済	措置中・予定	検討中	措置しない	措置等内容	所管課	
	見出しは包括外部監査結果報告書（要約版）に対応しています。	20	86	57	20	20	13			
104	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 5 環境施設課 5-2 し尿処理費</p> <p>② 【意見】し尿収集・貯留・中継・輸送・処理の体制の長期的な見直しを計画的に行う必要がある。</p>		●			○		し尿の収集・処理等については、少量であっても継続的かつ安定的に行わなければならない業務であるため、今後、市民生活に支障が生じない効率的・効果的な体制の構築に向け2025年度（令和7年度）内を目途に検討をしていく。	環境施設課	2025/3/7
105	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 6 南部環境センター 6-1 塵芥収集車</p> <p>① 【意見】塵芥収集車の車種について、機能面・価格面の比較検討、メリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。</p>		●			○		市では保有していない回転式の塵芥収集車について、プレス式に対するメリット等を確認する中で、どの方式を採用するか2025年（令和7年）9月までに検討する。	南部環境センター	2025/3/7
106	<p>第5章 監査の指摘及び意見（環境部各論） 6 南部環境センター 6-1 塵芥収集車</p> <p>② 【意見】塵芥収集車の使用年数の方針について、様々な観点から再度検討する必要がある。</p>		●			○		市民サービスの低下につながらないよう費用対効果を踏まえ2025年（令和7年）9月までに検討する。	南部環境センター	2025/3/7